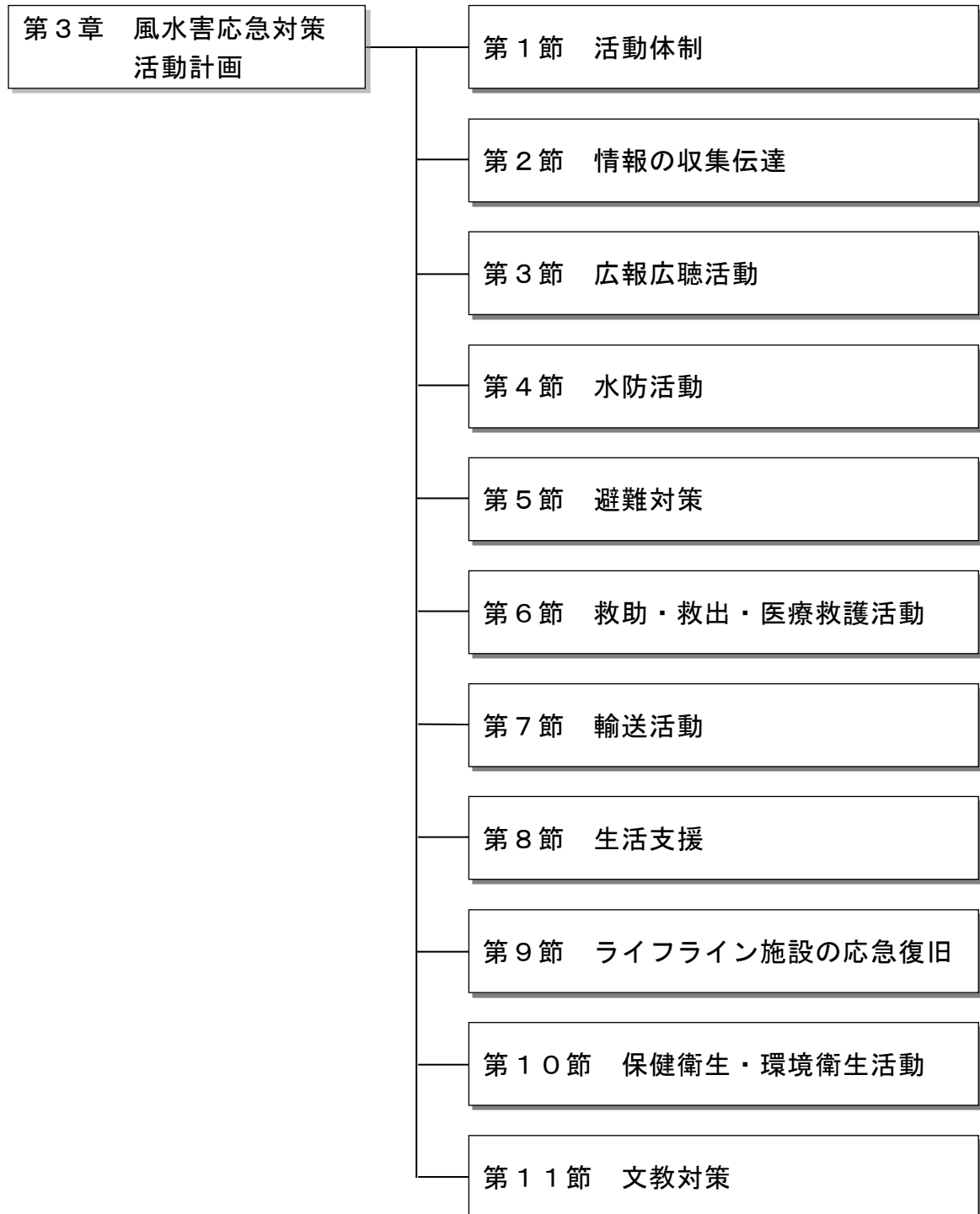


第3章 風水害応急対策活動計画

大規模な風水害の発生は、家屋の倒壊や浸水、道路・交通網の寸断等の災害の多発を伴うことが予想される。また、本市においては、利根川、江戸川、中川などが氾濫した場合には、多数の市民を避難させる必要がある。そのため、本市は、大規模な風水害発生前後における事前対策活動及び応急対策活動を迅速かつ効率的に実施するため、風水害応急対策計画を策定する。

《施策の体系》



第1節 活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県、近隣市町その他防災関係機関の協力を得て、災害応急対策を迅速かつ強力で推進できるよう、活動体制を定める。

第1 初動対応【危機管理課、河川下水道課、**道路課**】

市の防災・河川・道路担当職員は、平時から気象状況及び河川状況等を監視し、気象予報・警報等が発せられ、水害の発生のおそれがあるときは、円滑に水害対策活動体制へ移行できるよう、次の項目を行う。

なお、勤務時間外においては、あらかじめ定められた参集基準に基づき、市役所へ自主参集するものとする。

- 1 気象状況、河川状況等の情報収集及び監視
- 2 河川施設、ポンプ施設、排水施設等の点検
- 3 水防資機材の点検
- 4 活動体制の検討
- 5 伝達系統の確認

第2 活動体制と配備基準【全職員】

風水害時に迅速で有効な水害対策活動を行うため、職員の動員配備を徹底するとともに、夜間・休日等における活動体制の確保を図る。

なお、水害対策活動に当たって本市のとるべき配備体制、配備基準は、次のとおりとする。

□配備体制と配備基準

レベル	配備体制	配備基準	活動内容
1	第1 監視体制	①台風が発生した場合 ②前線が発生した場合 ③河川上流付近で大雨等が発生した場合	◆ <u>気象情報等の収集（危機管理課）</u> ◆ <u>必要に応じ、総括班による情報共有</u>
2	第2 監視体制	①台風による影響の可能性がある場合 ②前線による影響の可能性がある場合 ③河川上流付近の大雨等による影響の可能性がある場合 ④ゲリラ豪雨や降雹、突風等の可能性がある場合	◆ <u>気象情報等の収集、全庁への情報提供（危機管理課）</u> ◆ <u>総括班による情報共有</u> ◆ <u>状況により土木施設班、下水道・河川施設班活動</u>
3	待機体制	①台風の影響により大雨等が明らかに見込まれる場合 ②前線の影響による大雨等が明らかに見込まれる場合 ③ゲリラ豪雨や降雹、突風等が見込まれる場合 ④線状降水帯の発生可能性がある場合 ⑤河川水位が「 <u>水防団待機水位</u> 」に到達する見込みがある場合	◆ <u>気象情報、水位等の収集</u> ◆ <u>総括班による情報共有、対策検討</u> ◆ <u>水害対策活動班への情報共有、指示</u> ◆ <u>各水害対策活動班の活動準備、待機</u>
4	第1 警戒体制	①大雨警報が発表された場合 ②大雨等により局所的に冠水等が発生又は発生するおそれがある場合 ③降雹や突風等が発生した場合 ④河川水位が「 <u>水防団待機水位</u> 」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合	◆ <u>水害対策活動室設置</u> ◆ <u>気象、水位等の情報収集・共有</u> ◆ <u>水害対策活動班による活動開始</u> ◆ <u>冠水や被害状況等の把握、共有</u>
5	第2 警戒体制	①大雨等により広範囲にわたり冠水等が発生又は発生するおそれがある場合 ②降雹や突風等により局所的に被害が発生した場合 ③河川水位が「 <u>氾濫注意水位</u> 」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合	◆ <u>水害対策活動班による活動継続</u> ◆ <u>気象、水位等の情報収集・共有</u> ◆ <u>被害状況の把握、共有</u> ◆ <u>状況に応じ、災害対策本部設置の検討</u> ◆ <u>状況に応じ、避難所開設の準備</u> ◆ <u>避難情報「高齢者等避難」の発令の検討</u>
6	第1 非常体制	①洪水警報が発表された場合 ②大雨等により住宅等への浸水被害が発生又は発生するおそれがある場合 ③降雹や突風等により広範囲に被害が発生した場合 ④河川水位が「 <u>避難判断水位</u> 」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合 ⑤洪水予報「 <u>氾濫警戒情報</u> 」が発表された場合	◆ <u>災害対策本部設置</u> ※ <u>水害対策活動班継続</u> ◆ <u>気象、水位等の監視・情報収集・共有</u> ◆ <u>避難所の開設</u> ◆ <u>避難情報「高齢者等避難」の発令</u> ◆ <u>避難情報「避難指示」の発令の検討</u> ◆ <u>被害状況の把握、共有</u>
7	第2 非常体制	①河川水位が「 <u>氾濫危険水位</u> 」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合。 ②洪水予報「 <u>氾濫危険情報</u> 」が発令された場合	◆ <u>気象、水位等の情報収集・共有</u> ◆ <u>避難情報「避難指示」の発令</u> ◆ <u>被害状況の把握、共有</u> ◆ <u>状況に応じ、水害対策活動班の退避</u> ◆ <u>状況に応じ、関係機関への応援要請</u> ◆ <u>第3非常体制への移行準備</u>
8	第3 非常体制	①河川の氾濫が発生した場合 ②気象警報「 <u>大雨特別警報（浸水害）</u> 」が発表された場合 ③洪水予報「 <u>氾濫発生情報</u> 」が発表された場合	◆ <u>避難情報「緊急安全確保」の発令</u> ◆ <u>被害状況の把握、共有</u> ◆ <u>関係機関等への応援要請</u> ◆ <u>復旧対策開始</u>

※水害対策活動班

総括部の指示により活動拠点(水害対策活動室)を設置し、応急的な水害対策活動を実施する体制をいう。

※水害対策活動班の管理者及び職員配置

市長は、年度ごとに出水期前に水害対策活動班の管理者及び職員の配置を定め、当該管理者及び職員に通知するものとする。

1 配備体制の決定権者

配備体制	決定権者
待機体制	市民生活部長
警戒体制	<u>市民生活部長</u>
非常体制	市長

2 配備体制の発令手順

(1) 待機体制

危機管理課長は、待機体制の配備基準に該当するとき、気象状況や河川の状況等を市民生活部長へ報告する。

市民生活部長は、都市建設部長と協議し、待機体制を発令する。

(2) 警戒体制

危機管理課長は、第1警戒体制の配備基準に該当するとき、気象状況、被害状況等を市民生活部長へ報告する。

市民生活部長は、都市建設部長と協議し、副市長の承認を得て、警戒体制を発令し、水害対策活動室を設置する。

(3) 非常体制

市民生活部長は、第1非常体制の配備基準に該当するとき、気象状況、被害状況等を市長へ報告する。

市長は、被害状況等に応じて、非常体制を発令し、災害対策本部（第1非常体制又は第2～第3非常体制）を設置する。

3 配備体制の伝達方法

危機管理課長は、発令された配備体制について、各水害対策活動班管理者に配備体制及び配備要員を伝達する。

各水害対策活動班管理者は、あらかじめ定めた伝達系統に従い、配備体制及び配備要員を各職員へ伝達する。

なお、警戒体制以上が発令されたときは、吉川松伏消防組合等、関係機関へ連絡するものとする。

(1) 勤務時間内

電話、庁内放送、口頭等により行う。

(2) 勤務時間外

あらかじめ定められた緊急連絡網により、電話やメール、アプリケーション等で行う。

なお、甚大な災害が発生し、電話等による伝達が不可能となった場合には、職員は、テレビやラジオ等による情報を収集し、自らの判断により所定の場所に参集する。

4 勤務時間外の職員の待機・参集等

職員は、水害対策活動班管理者から伝達された指示に基づき、次のとおり、待機又

は所定の場所へ参集する。なお、伝達方法は、原則、勤務時間内のときは、電話又は直接指示するものとし、勤務時間外の場合は、あらかじめ定められた緊急連絡網により電話等で連絡するものとする。

(1) 待機

職員は、自宅又は職場等、水害対策活動班管理者から指示された場所で待機する。

なお、自宅の場合は、気象予報・警報等に留意し、電話連絡により、出動の指示があった場合は、速やかに所定の場所へ参集できるよう準備しておくものとする。

(2) 参集

水害対策活動班管理者から指示された時間に参集する。なお、参集時には、道路浸水等の被害状況を収集し、水害対策活動班管理者に報告するものとする。

また、テレビやラジオ等により、本市に大規模な被害の情報を入手したときは、自主的に市役所へ参集するものとする。

(3) 参集途上における被害状況の把握

参集する職員は、参集途上において災害情報を収集しなければならない。

なお、参集途上における被害状況の把握は、迅速な参集を第一として、その範囲で把握した情報を報告するものである。

5 動員職員状況の把握

各水害対策活動班管理者は、動員職員の状況について、危機管理課長へ報告する。

危機管理課長は、各水害対策活動班の動員職員の状況を取りまとめ、市民生活部長へ報告する。

第3 災害対策本部（第1 非常体制）の設置と運営【全職員】

非常体制における災害対策本部（第1 非常体制）は、次のとおりとする。

1 災害対策本部（第1 非常体制）の設置

- ・ 洪水警報が発表された場合
- ・ 大雨等により住宅等への浸水被害が発生又は発生するおそれがある場合
- ・ 降雹や突風等により広範囲に被害が発生した場合
- ・ 河川水位が「避難判断水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合
- ・ 洪水予報「氾濫警戒情報」が発表された場合

2 災害対策本部（第1 非常体制）の組織等

(1) 災害対策本部（第1 非常体制）の組織

災害対策本部（第1 非常体制）の組織は、次のとおりとする。

□水害対策活動室（警戒体制）～災害対策本部（第1非常体制）組織表

本部長：市長 副本部長：副市長、市民生活部長 本部長：参与、教育長、各室部局長、消防長						
本部員	部	班	担当課等	兼務		
市民生活部長	総括部	総括班	危機管理課			
		土木施設班	道路課			
		下水道・河川施設班	河川下水道課			
政策室長	広報情報部	広報情報班	政策室(職員担当以外) 庶務課(情報管理担当)			
総務部長	市民財務部	市民支援班	市民課			
議会事務局長	議会部	議会班	議会事務局			
都市計画部長 都市建設部長	応急対策部	応急対策1班	都市計画課 開発建築課 工事検査課			
		応急対策2班	課税課			
		応急対策3班	政策室(職員担当) 長寿支援課(介護給付)	河川下水道課		
		応急対策4班	農政課 農業委員会事務局			
		応急対策5班	吉川美南駅周辺地域整備課	環境課・環境センター		
		応急対策6班	財政課 会計課			
		応急対策7班	収納課			
		応急対策8班	保育幼稚園課 地域福祉課(保護)			
		水道施設・給水班	水道課			
		こども福祉部長 健康長寿部長	福祉救援部	要配慮者支援班	地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課(高齢福祉・介護認定)	
				避難所班	庶務課(文書担当) 市民サービスセンター 子育て支援課 児童館ワンダーランド 子育て支援センター こども発達センター 保育所 国保年金課 スポーツ推進課 市民参加推進課 生涯学習課 中央公民館 監査委員事務局	学校教育課 教育センター 給食センター
健康長寿部長	医療救護部			救護班	健康増進課	
産業振興部長	環境物資部			環境衛生班	環境課 環境センター	
				産業物資班	商工課 企業誘致担当	教育総務課
教育部長	教育部			学校教育班	教育総務課 学校教育課 教育センター 給食センター	

(2) 災害対策本部長の代行の順位（第1 **非常体制**・第2～第3 **非常体制**共通）

災害対策本部長に事故があった場合又は欠けた場合の本部長代行の順位は、次のとおりである。

第1順位 副市長

第2順位 市民生活部長

第3順位 政策室長

(3) 災害対策本部（第1 **非常体制**）の事務分掌

災害対策本部（第1 **非常体制**）の事務分掌は、次のとおりとする。

□災害対策本部（第1非常体制）の事務分掌（災害対策本部・総括部・広報情報部・市民財務部・議会部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
災害 対策本部	本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副市長 市民生活部長	<ul style="list-style-type: none"> ●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	本部員	参 与 教 育 長 政 策 室 長 総 務 部 長 会 計 管 理 者 議 会 事 務 局 長 こ ども 福 祉 部 長 健 康 長 寿 部 長 産 業 振 興 部 長 都 市 計 画 部 長 都 市 建 設 部 長 教 育 部 長 消 防 長	<ul style="list-style-type: none"> ●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。
			<ul style="list-style-type: none"> ●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
本部 連絡員	市長が指名した 各職員	<ul style="list-style-type: none"> ●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。 	
総括部	総括班	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ●水害対策活動室の設置、会議の運営に関すること。 ●各班への職員動員要請、活動要請、連絡調整、情報伝達に関すること。 ●気象情報、河川情報、被害状況、交通規制状況、ポンプ稼働状況等の収集、分析、情報伝達、取りまとめに関すること。 ●県等への被害報告に関すること。 ●消防、県、警察等の関係機関との連絡調整、応援要請に関すること。 ●資機材、公用車等の手配に関すること。
	土木 施設班	道路課	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の道路冠水状況の把握、対策に関すること。 ●道路冠水の予防、事後の道路側溝清掃に関すること。 ●総括班との情報連携に関すること。
	下水道・ 河川 施設班	河川下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ●河川施設、ポンプ施設、排水施設等の点検に関すること。 ●排水ポンプの設置及び操作に関すること。 ●吐口の開閉操作に関すること。 ●大型ポンプによる湛水排除に関すること。
広報 情報部	広報 情報班	政策室（職員担当以外） 庶務課（情報管理担当）	<ul style="list-style-type: none"> ●道路浸水状況、危険箇所、被害家屋等の現地調査の撮影、記録、整理、報告に関すること。 ●水害対策活動室の撮影、記録、整理、報告に関すること。 ●気象情報、河川情報、災害情報、交通機関運行状況等の広報（ホームページ、メール等）に関すること。 ●情報機器関係の設置、管理（水害対策活動室の開設）に関すること。 ●特別職との連絡調整に関すること。
市民 財務部	市民 支援班	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ●市民等からの要望、苦情、問合せの受付、記録、整理に関すること。 ●総括班の応援に関すること。
議会部	議会班	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●市議会議員の対応に関すること。

□災害対策本部（第1非常体制）の事務分掌（応急対策部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
応急 対策部	応急 対策1班	都市計画課 開発建築課 工事検査課	●須賀、榎戸地区の湛水排除、浸水対策 ●中川のゲート調整(須賀)、大型ポンプによる湛水排除 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布
	応急 対策2班	課税課	●旧県道葛飾吉川松伏線西側地区の湛水排除、浸水対策に 関すること。 ●中川のゲート調整に関すること。 ●吉川5区・月の公園(保)ポンプに関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。
	応急 対策3班	政策室（職員担当） 長寿支援課（介護給付） ※河川下水道課 ※は兼務	●高久、共保ポンプ場、駅美南No.1、No.2、美南1・2丁目、 美南3丁目、東埼玉東テクノポリスの浸水対策に関すること。 ●木売落の清掃に関すること。 ●上第2大場川、大場川、西大場川のゲート調整・巡視に関す ること。 ●大型ポンプによる湛水排除に関すること。 ●応急対策4班との連携に関すること。
	応急 対策4班	農政課 農業委員会事務局	●木売落のゲート調整に関すること。 ●旭土地改良区との調整(木売落排水機場など)に関すること。 ●葛西土地改良区(二郷半用水、新田用水、東大場川など)との 調整に関すること。 ●農地、農業施設の被害調査、撮影、記録、整理、報告に 関すること。 ●応急対策3班との連携に関すること。
	応急 対策5班	吉川美南駅周辺地域整備課 ※環境課 ※環境センター ※は兼務	●県道加藤平沼線北側から関会野谷線南側地区の湛水排除、浸水 対策に関すること。 ●吉川調節池、中央第1調整池、中井沼・アクアパーク、 栄町(中井橋)ポンプに関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。
	応急 対策6班	財政課 会計課	●第1区画整理地内吉川駅北側地区の湛水排除、浸水対策に 関すること。 ・担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。 ・応急対策7班との連携に関すること。
	応急 対策7班	収納課	●第1区画整理地内吉川駅南側及び美南地区(高富隋道含む)の 湛水排除、浸水対策に関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。 ●応急対策6班との連携に関すること。
	応急 対策8班	保育幼稚園課 地域福祉課（保護）	●県道加藤平沼線南側の市街化区域(三郷吉川線東側の保、中野 、小松川地域)の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。
	水道施設 ・給水班	水道課	●水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ●被災者への応急給水に関すること。

□災害対策本部（第1非常体制）の事務分掌（福祉救援部・医療救護部・環境物資部・教育部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
福祉 救援部	要配慮者 支援班	地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課 (高齢福祉・介護認定)	●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ●要配慮者利用施設への情報伝達、安全確保、支援に関すること。 ●福祉避難所施設管理者との連絡調整に関すること。
	避難所班	庶務課（文書担当） 市民サービスセンター 子育て支援課 児童館ワンダーランド 子育て支援センター こども発達センター 保育所 国保年金課 スポーツ推進課 市民参加推進課 生涯学習課 中央公民館 監査委員事務局 ※学校教育課 ※教育センター ※給食センター ※は兼務	●施設管理者との連絡調整に関すること。 ●避難所の開設準備に関すること。 ●避難所の開設及び閉鎖に関すること。 ●避難者の支援に関すること。 ●学校教育班との連携に関すること。
医療 救護部	救護班	健康増進課	●避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。 ●医師会・歯科医師会・薬剤師会・草加保健所との連絡調整に関すること。 ●救急医療機関との連絡調整に関すること。 ●負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。 ●学校教育班との連携に関すること。
環境 物資部	環境衛生班	環境課 環境センター	●環境衛生対策(消毒・し尿処理・ゴミ処理等)に関すること。 ●ペット同行避難者対応に関すること。 ●応急対策活動5班の支援に関すること。
	産業物資班	商工課 企業誘致担当 ※教育総務課 ※は兼務	●避難所への食料、飲料水、生活必需品等の調達、配分、運送、管理に関すること。
教育部	学校教育班	教育総務課 学校教育課 教育センター 給食センター	●児童、生徒の安全確保に関すること。 ●施設の被害調査に関すること。 ●避難所開設支援(学校施設管理者の連絡調整含む)に関すること。 ●避難所班との連携に関すること。 ●避難所班の支援に関すること。

(5) 災害対策活動班管理者の所掌事務

- ① 班員名簿及び緊急連絡網の作成
- ② 災害対策活動班マニュアルの作成及び班員への周知
- ③ 水防訓練・伝達訓練等の実施
- ④ 水防資機材等の点検・設置
- ⑤ 班員への配備体制及び配備要員の伝達
- ⑥ 動員職員状況の報告
- ⑦ 水害対策活動の実施

- ⑧ 応援要員の要請
- ⑨ 被害状況、水害対策活動状況等の報告
- ⑩ 活動記録等の作成

※①～④については、毎年度、出水期前にあらかじめ実施するものとする。

3 災害対策本部の設置場所（第1 **非常体制**・第2～第3 **非常体制**共通）

災害対策本部は、庁舎3階会議室に設置する。本部の設営、看板の設置等は、総括班が行う。なお、庁舎が被災し、庁内での本部設置が不可能となった場合は、吉川松伏消防組合消防本部に設置する。

4 災害対策本部の運営（第1 **非常体制**・第2～第3 **非常体制**共通）

災害対策本部長は、副本部長及び各部長で構成する災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

5 部の設置

災害対策本部に部を設置し、市災害対策本部会議の決定した方針に基づき災害対策の活動の実施に当たる。

6 災害対策本部（第1 **非常体制**）の所掌事務

次の事項に関して、災害対策本部（第1 **非常体制**）の基本方針を決定する。

- (1) 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。
- (2) 災害情報、被害情報の収集及び分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関する事。
- (3) 高齢者等避難の発令又は解除に関する事。
- (4) 避難所の開設又は閉鎖に関する事。
- (5) 消防本部等への応援要請に関する事。
- (6) 災害対策活動班の配備体制及び職員の動員計画に関する事。
- (7) 災害対策本部（第2～第3 **非常体制**）への移行に関する事。

7 災害対策本部設置及び廃止の報告（第1 **非常体制**・第2～第3 **非常体制**共通）

危機管理課長は、災害対策本部設置後、江戸川水防事務組合及び関係機関へ災害対策本部設置の報告を行う。また、廃止したときも同様とする。

8 災害対策本部（第2～第3 **非常体制**）へ移行

(1) 水害被害が拡大

本部長は、第2非常体制の配備基準に該当するときは、災害対策本部（第2非常体制）へ移行し、第3非常体制の配備基準に該当するときは、災害対策本部（第3非常体制）へ移行する。

(2) 水害被害が解消

本部長は、水害の発生のおそれが解消し、かつ、水害対策活動がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

第4 災害対策本部（第2～第3非常体制）の設置と運営【全職員】

非常体制における災害対策本部（第2～第3非常体制）は、次のとおりとする。

1 災害対策本部（第2非常体制）の配備基準

- ・河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合。
- ・洪水予報「氾濫危険情報」が発令された場合

2 災害対策本部（第3非常体制）の配備基準

- ・河川の氾濫が発生した場合
- ・気象警報「大雨特別警報（浸水害）」が発表された場合
- ・洪水予報「氾濫発生情報」が発表された場合

3 災害対策本部（第2～第3非常体制）の所掌事務

次の事項に関して、災害対策本部の基本方針を決定する。

- (1) 災害対策本部（第2～第3非常体制）の設置及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難指示の発令又は解除に関すること。
- (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。
- (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- (6) 市町村の相互応援に関すること。
- (7) 埼玉県、自衛隊及び公共機関に対する応援要請に関すること。
- (8) 各部の連絡調整に関すること。
- (9) 防災・減災対策に要する経費の支弁に関すること。
- (10) その他、災害対策に関する重要事項の決定等に関すること。

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

5 本部の弾力的運用

本部長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、部班を弾力的に運用する。

6 災害対策本部（第2～第3非常体制）の組織等

(1) 災害対策本部（第2～第3非常体制）の組織

災害対策本部（第2～第3非常体制）の組織は、次のとおりとする。

□災害対策本部（第2～第3非常体制）組織表

本部長：市長		副本部長：副市長、市民生活部長		本部長：参与、教育長、各室部局長、消防長			
本部員	部	班	担当課等	兼務			
市民生活部長	総括部	総括班	危機管理課 政策室(職員担当)	道路課 河川下水道課			
政策室長	広報情報部	広報情報班	政策室(職員担当以外) 庶務課(情報管理担当)				
総務部長 会計管理者	市民財務部	市民支援班	市民課	課税課 収納課			
		被害調査税務班	課税課 収納課				
		財政班	財政課				
		出納班	会計課				
議会事務局長	議会部	議会班	議会事務局				
こども福祉部長	福祉救援部	生活再建班	地域福祉課				
		要配慮者支援班	障がい福祉課				
			長寿支援課				
		保育班	保育幼稚園課				
			保育所				
			こども発達センター				
			子育て支援センター				
		健康長寿部長	避難所班	庶務課(文書担当)	地域福祉課		
				市民サービスセンター	子育て支援センター		
				子育て支援課	障がい福祉課		
児童館ワンダーランド	こども発達センター						
国保年金課	保育幼稚園課						
スポーツ推進課	保育所						
市民参加推進課	長寿支援課						
生涯学習課	学校教育課						
中央公民館	教育センター						
監査委員事務局	給食センター						
産業振興部長	医療救護部	救護班	健康増進課				
		環境物資部	環境衛生班	環境課 環境センター			
			産業物資班	商工課	教育総務課		
				企業誘致担当 農政課 農業委員会事務局			
都市計画部長	応急対策部	住宅対策班	都市計画課(公園緑地担当以外)				
			開発建築課				
			吉川美南駅周辺地域整備課				
			工事検査課				
都市建設部長		土木施設班	道路課 都市計画課(公園緑地担当)				
		下水道・河川施設班	河川下水道課				
		水道施設・給水班	水道課				
教育部長	教育部	教育施設班	教育総務課	生涯学習課			
		学校教育班	学校教育課 教育センター				
		給食班	給食センター				
消防長	吉川松伏消防組合	吉川市消防団					

(2) 災害対策本部（第2～第3非常体制）の事務分掌

災害対策本部（第2～第3非常体制）の事務分掌は、次のとおりとする。

□災害対策本部（第2～第3非常体制）の事務分掌（災害対策本部・総括部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
災害 対策本部	本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副市長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	本部員	参 与 教 育 長 政 策 室 長 総 務 部 長 会 計 管 理 者 議 会 事 務 局 長 こ ども 福 祉 部 長 健 康 長 寿 部 長 産 業 振 興 部 長 <u>都 市 計 画 部 長</u> <u>都 市 建 設 部 長</u> 教 育 部 長 消 防 長	<ul style="list-style-type: none"> ●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。
			●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
本部 連絡員	市長が指名した 各職員	<ul style="list-style-type: none"> ●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。 	
総括部	総括班	危機管理課 <u>政策室（職員担当）</u> <u>※道路課</u> <u>※河川下水道課</u> <u>※は兼務</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●各部職員の動員に関すること。 ●災害対策本部の設置及び開設に関すること。 ●災害対策本部会議の運営に関すること。 ●地震情報、気象予報・警報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●避難情報の発令等に関すること。 ●避難所・福祉避難所の開設等の指示に関すること。 ●避難状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県災害対策本部への報告に関すること。 ●県、市町村及び防災関係機関に対する応援要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察、「救護班」等への救出・救助・救護の活動要請に関すること。 ●ヘリコプターによる輸送手段の確保に関すること（消防本部への離着陸場の開設及び運行支援の協力依頼含む。） ●本部の活動記録に関すること。 ●災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●職員等の食料、飲料水等の確保に関すること。 ●災害救助法の適用事務に関すること。（広報情報班と調整）

□災害対策本部（第2～第3非常体制）の事務分掌（広報情報部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
広報 情報部	広報 情報班	政策室（職員担当以外） 庶務課（情報管理担当）	●災害情報の現地収集（パトロール班の編成）に関する事
			●本部長、副本部長（副市長）の秘書に関する事
			●職員の安否確認、被災状況の把握に関する事
			●消防本部、警察との被災状況の情報共有に関する事
			●各班からの被害情報の収集、各班への情報伝達に関する事
			●各班、消防、警察からの市民の人的被害情報、安否情報の収集に関する事
			●「避難所班」からの避難施設の被害情報、及び避難者等の避難情報、被害情報の収集に関する事
			●「要配慮者支援班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者利用施設の被害情報の収集に関する事
			●交通機関の被害情報の収集に関する事
			●交通機関の応急・復旧対策の要請に関する事
			●交通規制状況の把握に関する事
			●ライフラインの被害情報の収集に関する事
			●ライフラインの応急・復旧対策の要請に関する事
			●近隣市町の被災状況、災害対応状況等の収集に関する事
			●災害の撮影記録に関する事
			●市民、来訪者への避難情報の伝達に関する事
			●市民、帰宅困難者への災害情報の広報に関する事
			●自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関する事
			●外国人に対する情報提供等に関する事
			●避難者に対する生活情報の広報に関する事
●被災者に対する生活支援情報等の広報に関する事			
●報道機関に対する発表、取材対応に関する事			
●報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関する事			
●県、警察との広報調整に関する事			
●関係防災機関の広報内容の把握に関する事			
●庁内関係者への防災情報の広報に関する事			
●情報紙の作成、配付に関する事			
●災害見舞い及び視察者の対応に関する事			

□災害対策本部（第2～第3非常体制）の事務分掌（市民財務部・議会部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
市民 財務部	市民 支援班	市民課 ※課税課 ※収納課 ※は兼務	<ul style="list-style-type: none"> ●電話交換業務に関すること。 ●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務及び被災者支援に関する各種申請書の受理に関すること。 ●罹災証明書の発行事務に関すること。（火災以外） （被害調査、被災者台帳の作成は、「被害調査税務班」） ●市民の安否確認、避難確認の窓口業務に関すること。 ●安否情報システムの運用等に関すること。 ●「広報情報班」からの市民の安否情報、避難情報の収集に関すること。 ●市外からの避難者の受入れ窓口業務、把握に関すること（「広報情報班」への受入れ状況の報告含む。） ●全国避難者情報システムの運用等に関すること。
	被害調査 税務班	課税課 収納課	<ul style="list-style-type: none"> ●被災住宅の被害認定調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。） ●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。 ●被災者台帳（人的・建物等）の作成に関すること。 ●被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。
	財政班	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ●市庁舎、公共施設（教育部所管施設以外）の応急危険度判定調査に関すること（建築技師）。 ●市庁舎、公共施設（他課で管理している公共施設は除く。）、市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること（「広報情報班」への報告含む。） ●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。 ●災害対策関係予算及び資金に関すること。 ●国、県等の補助金に関すること。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援） ●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
	出納班	会計課	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。
議会部	議会班	議会事務局	●議会との情報共有に関すること。

□災害対策本部（第2～第3非常体制）の事務分掌（福祉救援部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
福祉 救援部	生活再建班	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること（総括班、避難所班と調整）。</u> ●<u>災害弔慰金及び被災者生活再建支援金等の支給及び被災者に対する災害援護資金等の貸付けに関すること。</u> ●<u>災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること（市社会福祉協議会との連絡調整）。</u> ●<u>行方不明者の捜索窓口の設置、遺体の収容、埋火葬に関すること。</u> ●<u>行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。</u> ●<u>「避難所班」への応援に関すること。</u>
	要配慮者 支援班	障がい福祉課 長寿支援課	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ●避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること。 ●要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の開設、管理、運営に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送に関すること（避難所班と調整）。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	保育班	保育幼稚園課 保育所 こども発達センター 子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所児童の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。 ●応急保育に関すること。 ●保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	避難所班	庶務課（文書担当） 市民サービスセンター 子育て支援課 児童館ワンダフルランド 国保年金課 スポーツ推進課 市民参加推進課 生涯学習課 中央公民館 監査委員事務局 ※地域福祉課 ※子育て支援センター ※障がい福祉課 ※こども発達センター ※保育幼稚園課 ※保育所 ※長寿支援課 ※学校教育課 ※教育センター ※給食センター ※は兼務	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ●避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ●施設利用者の避難及び救護に関すること（施設のみ）。 ●避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。 ●避難状況・避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。 ●帰宅困難者の一時滞在の受入れ、把握及び報告に関すること。 ●要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の本部への開設要請に関すること。 ●食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●避難者等からの情報による救出・救助・救護活動の本部への活動要請に関すること。

□災害対策本部（第2～第3非常体制）の事務分掌（医療救護部・環境物資部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌		
医療 救護部	救護班	健康増進課	●医療救護所の設置に関する事。		
			●病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関する事。		
			●医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関する事。		
			●避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関する事。		
			●草加保健所との連絡調整に関する事。		
			●救急医療機関との連絡調整に関する事。		
			●負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関する事。		
			●防疫に関する事。		
			●医薬品等の調達に関する事。		
			環境 物資部	環境 衛生班	環境課 環境センター
●そ族昆虫駆除に関する事。					
●ごみ処理に関する事。					
●し尿処理に関する事。					
●関係団体へのがれきの撤去、運搬等の応援要請に関する事。					
●災害廃棄物の一時保管場所の確保、処理に関する事。					
●動物愛護・猛獣対策に関する事。					
産業 物資班	商工課 企業誘致担当 農政課 農業委員会事務局 ※教育総務課 ※は兼務	●食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関する事（総括班と調整）。			
		●救出用資機材の調達に関する事。			
		●応急対策活動用資機材の調達に関する事。			
		●輸送車両の調達に関する事。			
		●緊急通行車両に関する事。			
		●県トラック協会への協力要請に関する事。			
		●農地、農業用施設の被害調査に関する事（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。			
		●農地・農業用施設の応急・復旧対策に関する事。			
		●農産物・園芸作物の被害調査に関する事（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。			
		●農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関する事。			
●家畜の防疫に関する事。					
●商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。					
●被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関する事。					
●被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関する事（広報情報班と調整）。					
●悪質商法等の防犯情報の広報に関する事（広報情報班と調整）。					

□災害対策本部（第2～第3非常体制）の事務分掌（応急対策部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
応急 対策部	住宅 対策班	都市計画課 (公園緑地担当以外) <u>開発建築課</u> 吉川美南駅周辺地域 整備課 工事検査課	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の応急危険度判定調査に関すること（教育施設班と調整）。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●被災宅地危険度判定調査に関すること。 ●災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。 ●事業区域の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ●事業区域の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●野外避難所の設営及び管理に関すること。 ●一時入居施設の確保に関すること。 ●応急仮設住宅等の用地確保に関すること。 ●応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●市有建物の応急修理に関すること。
	<u>土木施設班</u>	<u>道路課</u> <u>都市計画課</u> <u>(公園緑地担当)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●道路、橋梁、公園等の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ●道路、橋梁、公園等の災害復旧工事に関すること。 ●緊急輸送道路の確保に関すること（「広報情報班」へ確保状況の報告含む。）。 ●道路障害物の除去作業に関すること（環境衛生班と調整）。 ●市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。 ●交通対策に関すること ●「総括班」への応援に関すること <u>(道路課のみ)</u>。
	<u>下水道・ 河川施設班</u>	<u>河川下水道課</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。</u> ●<u>下水道施設の災害復旧工事に関すること。</u> ●<u>河川の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。</u> ●<u>河川の災害復旧工事に関すること。</u> ●<u>排水対策に関すること。</u> ●<u>「総括班」への応援に関すること。</u>
	<u>水道施設・ 給水班</u>	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者への応急給水に関すること。 ●給水方針に関すること。 ●応急給水情報の広報に関すること（広報情報班と調整） ●水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●災害時の水源確保に関すること。 ●吉川市管工事協同組合、日本水道協会埼玉県支部への協力要請に関すること。

□災害対策本部（第2～第3非常体制）の事務分掌（教育部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
教育部	教育施設班	教育総務課 ※生涯学習課 ※は兼務	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所、社会教育施設（教育部所管施設）の応急危険度判定調査に関すること（住宅対策班と調整）。 ●学校教育施設、社会教育施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●学校教育施設、社会教育施設の災害復旧工事に関すること。 ●文化財の被害調査及び記録に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●文化財の復旧に関すること。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援） ●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援） ●「産業物資班」への応援に関すること。（教育総務課のみ） ●「避難所班」への応援に関すること。（生涯学習課のみ）
	学校教育班	学校教育課 教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ●児童、生徒の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。 ●児童、生徒及び職員の被害状況の把握に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること。 ●被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 ●学校施設の避難所使用等に関すること。 ●応急教育に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	給食班	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者及び災害救助従事者への炊き出し及び配給に関すること。 ●応急給食に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（吉川松伏消防組合・吉川市消防団）

部名等	班名等	事務分掌
吉川松伏 消防組合	総括班	<ul style="list-style-type: none"> ●警防本部運営の総括に関すること。 ●災害対応の総合分析判断に関すること。 ●災害対策本部との連絡調整に関すること。 ●他都道府県及び市町村等の消防部隊の対応に関すること。
	警防班	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報及び部隊、人員の整理にすること。 ●消防班及び消防団の運用に関すること。 ●他都道府県及び市町村等の警防部隊の活動拠点確保に関すること。 ●作成会議の運営及び庶務に関すること。
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ●消防職員の人事管理に関すること。 ●庁舎に関すること。 ●報道対応に関すること。
	予防班	<ul style="list-style-type: none"> ●警防本部各班の情報連絡に関すること。 ●災害状況及び災害活動の記録に関すること。 ●危険物施設等の安全措置に関すること。
	指令班	<ul style="list-style-type: none"> ●消防通信の運用に関すること。 ●出動指令に関すること。 ●災害状況等の情報収集に関すること。
	指揮班	<ul style="list-style-type: none"> ●現場指揮に関すること。 ●現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ●<u>増強部隊の編成に関すること。</u> ●<u>関係機関の現地派遣職員との調整。</u> ●<u>現場広報に関すること。</u>
	消防班	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>増強部隊の編成に関すること。</u> ●<u>現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。</u> ●<u>消防車両、資機材に関すること。</u> ●<u>関係機関の現地派遣職員との調整。</u> ●<u>現場指揮に関すること。</u> ●<u>災害の警戒、防御、鎮圧及び予防に関すること。</u> ●<u>救急救助活動に関すること。</u> ●<u>現場広報に関すること。</u> ●<u>災害の警戒及び防御並びに警戒杭域の設定に関すること。</u> ●<u>避難者の誘導に関すること。</u>
吉川市消防団	団長 副分団長	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>災害対応の総合分析判断に関すること。</u> ●<u>現場指揮に関すること。</u> ●<u>災害現場における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。</u> ●<u>応急救護所等に関すること。</u>
	第1分団～ 第13分団	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>消防長または消防署長の所轄の下に消防署受持区域の災害の警戒及び防御並びに警戒区域の設定の行動に関すること。</u>

6 災害対策本部設置及び廃止の報告

災害対策本部の設置又は廃止について、次のとおり、報告するものとする。

報告先	担当	報告・通知の方法
各部	広報情報班	庁内放送、庁内ネットワーク、FAX、電話、口頭等
県災害対策課	総括班	災害オペレーション支援システム、県防災行政無線FAX、電話等
市民	広報情報班	市ホームページ、登録制メール、 <u>減災アプリ</u> 、SNS、 Lアラート（NHK d 放送、テレ玉 d 放送）、FMラジオ（エフエムこしがや）、 ケーブルテレビ（J-COM）、広報車、報道発表等
自治会・ 自主防災組織	広報情報班	メール、FAX、電話等
防災関係機関	総括班	メール、FAX、電話等
防災会議委員	総括班	メール、FAX、電話等
報道機関等	広報情報班	メール、FAX、電話等

『【資料】第2. 12「防災関係機関一覧」』参照

7 市災害対策本部会議の開催

本部長は、副本部長及び本部長員で構成する市災害対策本部会議を開催し、活動方針を決定する。

<活動内容と手順>

(1) 開催

- ① 会議は、本部連絡員又は庁内放送を通じて、本部長が必要の都度招集し、開催するものとする。
- ② 本部長員は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

③ 本部長は、必要と認められるときは、関係防災機関を会議に出席させるものとする。

(2) 協議事項

災害対策本部は、応急対策などの確迅速な防災・減災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する。

なお、会議を開催するいとまのないときは、在庁又は連絡可能な最上級意志決定者において専決する。

(3) 決定事項の周知

会議の決定事項のうち、関係職員に周知を要するものについては、本部連絡員や班長を通じて、速やかにその徹底を図るものとする。

8 職員の確保

(1) 「総括班」の長は、初動各班の参集状況を確認し、緊急を要する班へ職員の重点配置を行う。

(2) 各部の長は、災害対策活動を実施するに当たり職員が不足し、他部班の職員の応援を受けようとするときは、「総括班」の長あてに次の要領で要請を行う。

① 各部の長は、その所掌事務を処理するに当たり職員が不足し、自部内他班の職員を動員してもなお不足するときは、「総括班」の長に要請する。

② 「総括班」の長は、前記の応援要請を受けた場合、市の職員をもって不足すると判断したときは、県又は他の市の職員、防災関係機関等の派遣を要請する。

9 災害の長期化に備えた対策要員のローテーション計画作成

10 来庁者への対応

災害対策本部へ直接来庁してくる被災者には、適宜避難所等へ誘導する。

また、苦情や相談に対する市の窓口は一本化し、「市民支援班」で対応する。

11 報道機関への対応

「広報情報班」は、プレスルームを設置し、取材に来る報道機関に対応する。なお、「広報情報班」からの報道機関への災害情報の提供は、提供時間を決めて行う。

第5 動員配備【総括班】

風水害に対処するため、本部長等は、『第3章「第2 活動体制と配備基準【全職員】(風水害-応急-3)」』に示す配備基準に応じた配備体制をとり、別紙に示す職員の動員配備を行う。

なお、本部長不在の場合の意志決定者については、『第3章「第2 活動体制と配備基準【全職員】 1 配備体制の決定権者(風水害-応急-3)」』に従うものとする。また、事前に指定された本部員の参集が不可能である場合は、副部長級をもって充てるものとする。

別紙

□配備体制別動員計画表（待機体制～警戒体制～第1非常体制）（1/2）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部長/ 統括副本部長	班長課	待機 体制	警戒体制		非常体制
						第1	第2	第1
本部長		市長						◎
副本部長		副市長						◎
		市民生活部長			※	※◎	※◎	◎
本部長		参与						◎
		教育長						◎
		政策室長						◎
		総務部長						◎
		会計管理者						◎
		議会事務局長						◎
		こども福祉部長				△	△	◎
		健康長寿部長				△	△	◎
		産業振興部長						◎
		都市計画部長						◎
		都市建設部長			※	※◎	※◎	◎
		教育部長				△	△	◎
		消防長						◎
総括部	総括班	危機管理課	市民生活部長	□	◎	◎	◎	◎
	土木施設班	道路課		□	◎	◎	◎	◎
	下水道・河川施設班	河川下水道課		□	◎	◎	◎	◎
広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	政策室長/ 総務部長	□	○	○	○	◎
		庶務課（情報管理担当）		○	○	○	◎	
市民財務部	市民支援班	市民課	総務部長	□	○	○	○	◎
議会部	議会班	議会事務局	議会事務局長	□		○	○	◎
応急対策部	応急対策1班	都市計画課	都市建設部長	□		○	○	◎
		開発建築課				○	○	◎
		工事検査課				○	○	◎
	応急対策2班	課税課		□		○	○	◎
		政策室（職員担当）		□		○	○	◎
	応急対策3班	長寿支援課（介護給付）				○	○	◎
		* 河川下水道課				○	○	◎
	応急対策4班	農政課		□		○	○	◎
		農業委員会事務局				○	○	◎
	応急対策5班	吉川美南駅周辺地域整備課		□		○	○	◎
* 環境課				○	○	◎		
* 環境センター				○	○	◎		
応急対策6班	財政課	□		○	○	◎		
	会計課			○	○	◎		
応急対策7班	収納課	□		○	○	◎		
応急対策8班	保育幼稚園課	□		○	○	◎		
	地域福祉課（保護）			○	○	◎		
水道施設・給水班	水道課	□		○	○	◎		

□配備体制別動員計画表（待機体制～警戒体制～第1非常体制）（2/2）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/ 統括副本部員	班長課	待機 体制	警戒体制		非常体制	
						第1	第2	第1	
福祉救援部	要配慮者支援班	地域福祉課	こども福祉部長/ 健康福祉部長	□		○	○	◎	
		障がい福祉課				○	○	◎	
		長寿支援課(高齢福祉・介護認定)				○	○	◎	
	避難所班	庶務課(文書担当)				○	○	◎	
		市民サービスセンター				○	○	◎	
		子育て支援課				□	○	○	◎
		児童館ワンダーランド				○	○	◎	
		子育て支援センター				○	○	◎	
		こども発達センター				○	○	◎	
		保育所				○	○	◎	
		国保年金課				○	○	◎	
		スポーツ推進課				○	○	◎	
		市民参加推進課				○	○	◎	
		生涯学習課				○	○	◎	
		中央公民館				○	○	◎	
		監査委員事務局				○	○	◎	
		* 学校教育課				○	○	◎	
* 教育センター	○	○	◎						
* 給食センター	○	○	◎						
医療救護部	救護班	健康増進課	健康長寿部長	□		○	○	◎	
環境物資部	環境衛生班	環境課	産業振興部長	□		○	○	◎	
		環境センター				○	○	◎	
	産業物資班	商工課				○	○	◎	
		企業誘致担当 * 教育総務課				○	○	◎	
教育部	学校教育班	教育総務課	教育部長	□		○	○	◎	
		学校教育課				○	○	◎	
		教育センター				○	○	◎	
		給食センター				○	○	◎	

注) ○印は、指定された職員の動員を示す。

注) ◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。

注) □印は、班の統制を行う課を示す。

注) *印は、兼務課を示す。

注) ※印は、体制について協議又は発令する者を示す。

注) △印は、必要に応じて、自主避難のための指定一般避難所の開設等に関する協議を実施するため、動員する者を示す。

注) 統括本部員は、対策本部組織（部・班）を統括する者を示す。

注) 統括副本部員は、統括本部員とともに対策本部組織（部・班）を統括又は統括本部員を補佐する者を示す。

注) 警戒体制では、第1は水害対策活動室での内水対応、第2は内水対応から外水警戒（避難所開設）の活動を行う。

□配備体制別動員計画表（第2～第3非常体制）（1／2）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/ 統括副本部員	班長課	非常体制	
					第2	第3
本部長		市長			◎	◎
副本部長		副市長			◎	◎
		市民生活部長			◎	◎
本部員		参与			◎	◎
		教育長			◎	◎
		政策室長			◎	◎
		総務部長			◎	◎
		会計管理者			◎	◎
		議会事務局長			◎	◎
		こども福祉部長			◎	◎
		健康長寿部長			◎	◎
		産業振興部長			◎	◎
		都市計画部長			◎	◎
		<u>都市建設部長</u>			◎	◎
		教育部長			◎	◎
		消防長			◎	◎
総括部	総括班	危機管理課	市民生活部長	□	◎	◎
		<u>政策室（職員担当）</u>		◎	◎	
		* 道路課		◎	◎	
		* 河川下水道課		◎	◎	
広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	政策室長	□	◎	◎
		<u>庶務課（情報管理担当）</u>		◎	◎	
市民財務部	市民支援班	市民課	総務部長	□	◎	◎
		* 課税課		◎	◎	
		* 収納課		◎	◎	
	被害調査税務班	課税課		□	◎	◎
		収納課		◎	◎	
財政班	財政課	□	◎	◎		
<u>出納班</u>	会計課	<u>会計管理者</u>	□	◎	◎	
<u>議会部</u>	<u>議会班</u>	<u>議会事務局</u>	<u>議会事務局長</u>	□	◎	◎
福祉救済部	<u>生活再建班</u>	<u>地域福祉課</u>	こども福祉部長	□	◎	◎
		要配慮者支援班		障がい福祉課	□	◎
	長寿支援課			◎	◎	
	保育班	保育幼稚園課		□	◎	◎
		保育所		◎	◎	
		こども発達センター 子育て支援センター		◎	◎	

□配備体制別動員計画表（第2～第3非常体制）（2／2）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/ 統括副本部員	班長課	非常体制	
					第2	第3
福祉救援部	避難所班	庶務課（文書担当）	健康長寿部長		◎	◎
		市民サービスセンター		◎	◎	
		子育て支援課		□	◎	◎
		児童館ワンダーランド			◎	◎
		国保年金課			◎	◎
		スポーツ推進課			◎	◎
		市民参加推進課			◎	◎
		生涯学習課			◎	◎
		中央公民館			◎	◎
		監査委員事務局			◎	◎
		* 地域福祉課			◎	◎
		* 子育て支援センター			◎	◎
		* 障がい福祉課			◎	◎
		* こども発達センター			◎	◎
		* 保育幼稚園課			◎	◎
* 保育所		◎	◎			
* 長寿支援課		◎	◎			
* 学校教育課		◎	◎			
* 教育センター		◎	◎			
* 給食センター		◎	◎			
医療救護部	救護班	健康増進課	健康長寿部長	□	◎	◎
環境物資部	環境衛生班	環境課	産業振興部長	□	◎	◎
		環境センター			◎	◎
	産業物資班	商工課		□	◎	◎
		企業誘致担当			◎	◎
		農政課			◎	◎
		農業委員会事務局			◎	◎
* 教育総務課		◎	◎			
応急対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外）	都市計画部長/ 都市建設部長	□	◎	◎
		開発建築課			◎	◎
		吉川美南駅周辺地域整備課 工事検査課			◎	◎
	土木施設班	道路課		□	◎	◎
	都市計画課（公園緑地担当）			◎	◎	
下水道・河川施設班	河川下水道課	□	◎	◎		
水道施設・給水班	水道課	□	◎	◎		
教育部	教育施設班	教育総務課	教育部長	□	◎	◎
	生涯学習課			◎	◎	
	学校教育班	学校教育課		□	◎	◎
教育センター			◎	◎		
給食班	給食センター		□	◎	◎	
吉川松伏消防組合	吉川市消防団	消防長		◎	◎	

注) □印は、班の統制を行う課を示す。

注) ◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。

注) *印は、兼務課を示す。

注) 統括本部員は、対策本部組織（部・班）を統括する者を示す。

注) 統括副本部員は、統括本部員とともに対策本部組織（部・班）を統括又は統括本部員を補佐する者を示す。

第6 緊急初動体制の編成【全職員】

台風等の大雨については、気象予報、警報等の発表により、おおむね災害の発生が事前に予想され、待機体制から災害発生 の程度により警戒体制又は非常体制などへ移行し、水害活動の体制を整えることができるが、近年の突発的かつ予測不能な集中豪雨は、初動対応又は待機体制を整えることが困難である。

この突発的かつ予測不能な集中豪雨に対応するため、次のとおり、緊急初動体制を編成する。

1 緊急初動体制の編成方針及び活動内容

緊急初動体制の編成方針及び活動内容は、次のとおりとする。

配備の区分	編成方針	緊急初動時の主な活動内容
勤務時間内	危機管理課長は、突発的に水防活動が必要なときは、総括班を招集するとともに、直ちに各水害対策活動班の管理者へ職員の緊急動員の要請及び対策活動内容を指示し、水防活動に当たる。 また、被害状況等により、警戒体制又は非常体制へ移行する。	気象や河川の監視、被害状況の調査、ポンプ場等のポンプ稼働、交通対策、土のうの設置
勤務時間外	水害対策活動班の総括班職員は、あらかじめ定められた参集基準により、自主的に市役所へ参集し、気象及び風水害に係る情報の収集・確認に当たる。 参集後、危機管理課長は、雨量及び被害の状況等により、水防活動が必要なときは、直ちにあらかじめ定めた連絡系統に基づき、各水害対策活動班の管理者へ職員の緊急動員を要請し、各水害対策班職員参集後、対策活動内容を指示し、水防活動に当たる。 また、被害状況等により、警戒体制又は非常体制へ移行する。	

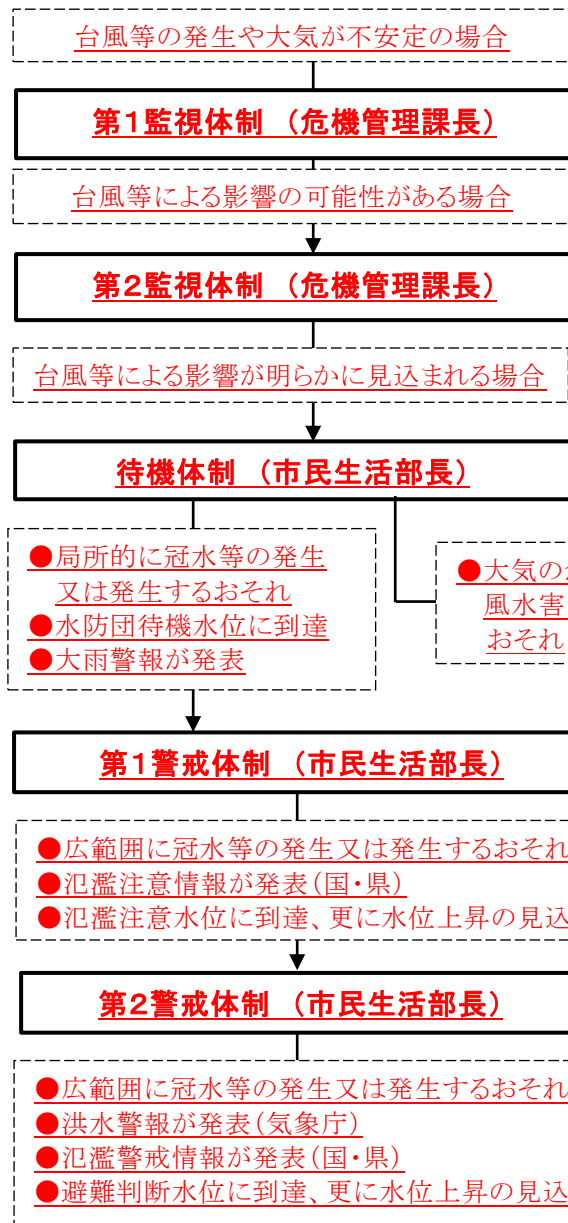
2 参集途上における被害状況の把握

参集する職員は、参集途上において災害情報を収集しなければならない。

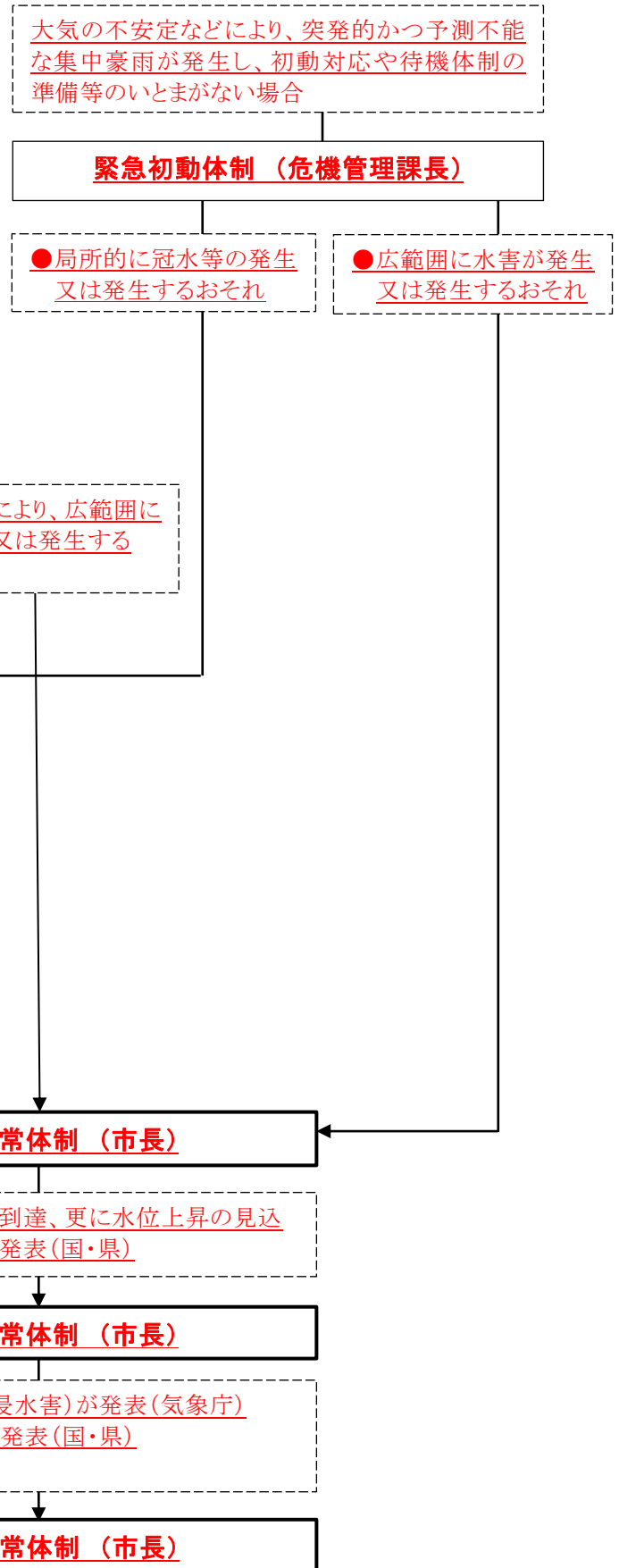
なお、参集途上における被害状況の把握は、迅速な参集を第一として、その範囲で把握した情報を報告するものである。

□体制移行の流れ

【大雨等の影響が事前に予測できる場合】



【大雨等の影響が事前に予測できない場合】



第7 広域応援要請

災害時において、市の防災機関のみでは対処しえないと判断した場合は、速やかに県、近隣市町その他の行政機関、公共機関、自衛隊及び市内民間団体等への応援・協力の要請を実施する。

7.1 江戸川水防事務組合に対する要請【総括班】

市は、江戸川、中川において亀裂、漏水等の被害が発生し、市の職員、消防団員等のみでは対応が不可能と判断される被害が発生した場合は、「総括班」は速やかに江戸川水防事務組合に被害の状況を報告し、江戸川水防事務組合へ応援要請を行う。

7.2 江戸川河川事務所に対する要請【総括班】

市は、大規模な浸水が発生し、市や消防本部等の機械や資機材のみでは対応が不可能と判断される被害が発生した場合は、「総括班」は速やかに江戸川河川事務所に被害の状況を報告し、災害対策用機械や人員等の派遣要請を行う。

7.3 県に対する要請【総括班】

大規模な風水害の発生に際して、本市内の防災機関のみでは対応が不可能と判断される被害が発生した場合や、市域を越えての避難の実施の場合など県の応援が必要と判断されるときは、「総括班」は速やかに県災害対策本部へ応援要請を行う。

＜活動内容と手順＞

第2編 震災対策計画

第3章 応急対策活動計画

第3節 混乱期から実施する活動

第7 広域応援要請

7.1 県に対する要請（P185～187）を準用する。

7.4 自衛隊への災害派遣要請【本部長（市長）、総括班】

自衛隊の災害派遣要請が必要と判断されたときは、「総括班」は、県危機管理課を通じて、県知事に災害派遣を要請するものとする。

＜活動内容と手順＞

第2編 震災対策計画

第3章 応急対策活動計画

第3節 混乱期から実施する活動

第7 広域応援要請

7.2 自衛隊への災害派遣要請（P187～189）を準用する。

7.5 協定締結市町村等への要請【総括班】

大規模な風水害の発生に際して、本市内の防災機関のみでは対応が不可能と判断される被害が発生した場合や、市域を越えての避難の実施の場合など、他市町村、指定地方公共機関等の応援が必要と判断されるときは、「総括班」は速やかに災害対策基本法や相互応援協定等に基づき、他市町村、指定地方公共機関等へ応援要請を行う。

<活動内容と手順>

第2編 震災対策計画

第3章 応急対策活動計画

第3節 混乱期から実施する活動

第7 広域応援要請

7.3 協定締結市町村等への要請（P189）を準用する。

7.6 民間団体等への要請【総括班】

本市は、災害時の応急対策をより効果的に遂行するために、関係防災機関のみならず、市の区域における民間団体の協力を得るものとする。

<活動内容と手順>

第2編 震災対策計画

第3章 応急対策活動計画

第3節 混乱期から実施する活動

第7 広域応援要請

7.4 民間団体等への要請（P189～191）を準用する。

7.7 応援要員の受入れ【総括班】

「総括班」は、応援要員の受入体制を整えるものとする。

<活動内容と手順>

第2編 震災対策計画

第3章 応急対策活動計画

第3節 混乱期から実施する活動

第7 広域応援要請

7.6 応援要員の受入れ（P191～192）を準用する。

第8 市民等の活動【市民、事業所等】

市民、事業所は、気象予報・警報が発表されたときは、事前に水害対策を行い、風水害による被害の防止に努めるものとする。

また、市から避難情報が発令された場合又は発令されていない場合であっても、自らの判断で、速やかに、避難の準備又は避難を行い、自分や家族等の身の安全を確保するものとする。

1 情報収集

市民等は、テレビ、ラジオ、インターネット等により、気象情報等を入手するとともに、防災行政無線、市や江戸川河川事務所のホームページ等から、避難情報等の入手に努める。また、洪水ハザードマップで河川が氾濫したときの自宅等が浸水する深さや浸水継続時間、早期立退きが必要な区域等を確認しておく。

2 浸水事前対策

浸水被害が発生する事前の準備として、浸水被害の発生のおそれがある地域の市民等は、道路浸水や建物浸水などの被害を防ぐため、側溝の清掃や土のうの設置に努める。また、2階等へ家財道具等の移動に努める。

3 飛来物対策

台風等の到来に際しては、事前に自宅の屋根や塀等の修理、飛来物の撤去やアンテナ等の固定に努める。

4 避難対策

市から避難情報が発表された場合又は発令されていない場合であっても、自らの判断で、速やかに避難準備、又は避難に努める。また、事前に非常持出品や避難場所、避難経路を確認しておく。

(1) 求められる行動

① 高齢者等避難

高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

※高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。

② 避難指示

危険な場所から全員避難（指定緊急場所への立退き避難又は屋内安全確保）する。

③ 緊急安全確保

指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

(2) 避難時の心得

- ① 動きやすい服装（運動靴）で、2人以上で避難する。
- ② 原則、徒歩で避難し、車での避難は控える。
- ③ 地域や近所と協力して避難する。

5 地域での水害対策

市民、事業所等は、自主防災組織等が行う応急活動の協力を努める。

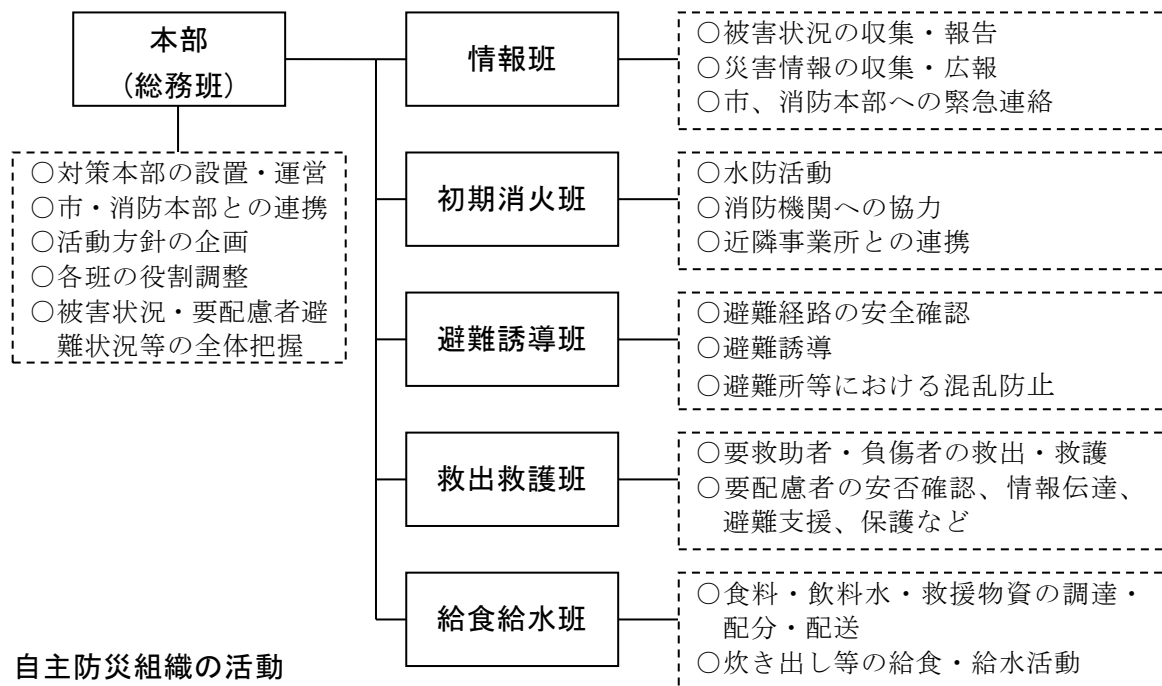
第9 自主防災組織の活動【自主防災組織】

水害の発生の恐れがあるとき、又は発生した場合、自主防災組織は、市及び防災関係機関と緊密な連携を図り、水防活動、避難誘導等の応急活動を実施する。

<活動内容と手順>

1 自主防災組織の活動体制

自主防災組織は、水害時に迅速かつ効率的な活動を実施するために、基本的に次の例により班編成して活動する。なお、突発的かつ予測不能な集中豪雨のときには、まず、土のうの設置や道路の通行止めなどを行い、市へ活動状況や被害状況等を報告する。



2 自主防災組織の活動

(1) 総務班の活動内容

- ① 対策本部の設置及び運営
水害の発生のおそれがあるとき、又は発生したときは、必要に応じて、対策本部を設置し、運営する。
- ② 市との連携
対策本部を設置後、市へ報告し、市から気象予報・警報、避難情報等を入手するとともに、市へ被害状況や活動状況等を報告するなど、市と連携を図る。
- ③ 活動方針の企画
市や情報班から入手した情報から、各班の活動内容及び配置などの活動方針を企

画する。

④ 各班との連絡、調整

各班の活動内容の調整を行うとともに、必要な情報を各班へ連絡する。

(2) 情報班の活動

① 被害状況等の収集・報告

パトロールにより、道路浸水等の被害状況等を収集し、対策本部へ報告する。

② 防災情報等の収集・伝達

気象予報・警報、避難情報等をテレビ、ラジオ、インターネット等の報道機関から収集し、対策本部へ報告する。また、必要と認める情報を地域内の住民へ伝達するとともに、必要に応じて、地域内の住民に対して、土のう積み等の浸水対策について呼び掛けを行う。

③ 市・消防本部等への緊急連絡

人命にかかわる災害情報は、市や消防本部等へ緊急連絡する。

(3) 初期消火班の活動

初期消火班は、水害時においては、水防活動を行う。

① 水防活動

市、消防団と協力して、土のうの設置、道路の通行止め、ポンプの設置・操作等の水防活動に当たる。また、必要に応じて、近隣事業所に水防活動の協力を求める。

(4) 避難誘導班

① 避難誘導

避難誘導班員は、市災害対策本部の避難情報の発令に基づき、地域住民を避難場所に誘導する。

② 要配慮者（特に避難行動要支援者）への情報伝達・避難支援

「救援救護班」に協力する。

③ 避難所運営（給食給水班と連携）

市と協力して、避難所運営を行う。

(5) 救援救護班の役割

① 救援・救護活動

浸水等により、救援・救護を必要とする者が発生した場合には、近隣住民等に協力を求め、救援・救護活動を行う。浸水状況により危険又は困難な救援・救護作業が必要な場合は、速やかに消防本部に対して出動を要請するとともに、消防隊員が到着するまでの間、現場の安全確保に当たる。

② 要配慮者（特に避難行動要支援者）への情報伝達・避難支援（避難誘導班と連携）

あらかじめ把握している災害時避難行動要支援者へ気象予報・警報や避難情報等を伝達する。

なお、高齢者等避難が市から発令された場合は、避難準備の援助や避難場所までの避難支援を行う。

(6) 給食給水班

① 食料・飲料水・物資の調達・配分

市や地域内の家庭、販売業者等から食料、飲料水、救援物資等を調達し、避難者

等へ配分する。また、炊き出し等により給食活動を行う。

② 避難所運営

「避難誘導班」に協力する。

第10 災害ボランティアの確保【生活再建班】

応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、ボランティアの動員、必要な場合における近隣の者の協力等を確保し、労務供給の万全を図る。

＜活動内容と手順＞

第2編 震災対策計画

第3章 応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第10 災害ボランティアの確保（P225～226）を準用する。

第11 災害救助法の適用【総括班、広報情報班】

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の実施の決定を求める。

なお、本市においては 床上浸水住家（浸水が住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの）が240棟を超えている場合は、災害救助法の適用基準（基準1）を満たすこととなる。

＜活動内容と手順＞

第2編 震災対策計画

第3章 応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第11 災害救助法の適用（P227～231）を準用する。

第2節 情報の収集伝達

本市域において、風水害が発生、又は発生するおそれがある場合に、円滑かつ的確に災害応急対策活動を行うため、また、災害情報を市民等へ迅速かつ正確に伝達するため、その種類、発表基準、収集伝達体制を定める。

第1 収集する情報【全職員】

風水害時に収集すべき主な情報は、次のとおりとする。

□待機体制・警戒体制で収集すべき主な情報

情報項目	収集する情報	収集時期	主な収集源	主な入手手段	担当水害対策活動班
気象関係	特別警報・警報・注意報・気象情報	発表後即時	○気象庁・熊谷地方気象台	県防災行政無線、防災情報提供システム(気象庁)、ホームページ、テレビ、電話(ホットライン等)	総括班
	雨量情報	随時	○気象庁・熊谷地方気象台 ○災害オペレーション支援システム ○各雨量観測実施機関 ○気象コンサルタント等	災害オペレーション支援システム、ホームページ、電話(ホットライン等)	総括班
水防関係	河川情報	随時	○各河川管理者 ○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	ホームページ、班員・消防団員等からの報告、電話(ホットライン等)	総括班
	洪水予報等	発表後即時	○各河川管理事務所	ファクシミリ、電話、ホームページ、電話(ホットライン等)	総括班
	近隣市町の水防体制等	随時	○近隣市町	電話、災害オペレーション支援システム、ホームページ	総括班
被害関係	浸水地域等	随時	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	班員、消防団員等からの報告	総括班 広報情報班
	危険箇所等	発見後即時	○広報情報班、応急対策班 ○消防団 ○自主防災組織	班員、消防団員等からの報告	総括班 広報情報班
市民関係	市民の動向	随時	○消防団 ○自主防災組織 ○避難所施設管理者 ○市民	消防団、自主防災組織、施設管理者等からの報告	総括班
	児童生徒の動向	随時	○各小・中学校	校長からの報告	総括班 学校教育班

避難情報の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者及び熊谷地方気象台等から、気象情報、雨量情報、河川情報、今後の見通し等を必要に応じ、直接電話で伝える仕組みのこと。

□非常体制で収集すべき主な情報

情報項目	情報の内容	収集時期	主な収集源	主な入手手段	担当災害対策活動班	
被害関係	人的被害	○死者・行方不明者・負傷者の人数等	随時	○消防本部、警察 ○医療機関 ○広報情報班（パトロール班） ○消防団 ○自主防災組織、市民	各機関、班員、消防団員等からの報告	総括班 広報情報班
	一般建物被害	○全壊、流出、床上・床下浸水被害等の棟数・世帯・世帯人員・浸水深等	随時	○消防本部、警察 ○広報情報班（パトロール班）、住宅対策班、被害調査税務班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	各機関、班員、消防団員等からの報告	
	道路被害	○浸水箇所・浸水深 ○交通規制箇所 ○橋梁の被災状況	随時	○消防本部、警察 ○広報情報班（パトロール班）、 <u>土木施設班</u> ○消防団 ○自主防災組織、市民	各機関、班員、消防団員等からの報告	
	河川被害	○氾濫箇所（溢水、決壊） ○氾濫による浸水区域・浸水深の現況と予測 ○被災箇所（漏水、亀裂、法崩、すべり、洗掘等）	随時	○各河川管理事務所 ○消防本部、警察 ○広報情報班（パトロール班）、 <u>下水道・河川施設班</u> ○消防団 ○自主防災組織	電話、ファクシミリ、各機関、班員、消防団員等からの伝達・報告	
	要配慮者利用施設被害	○建物の被災状況 ○要配慮者等の避難状況	随時	○各施設管理者 ○要配慮者支援班	施設管理者、班員等からの報告	
	公共施設被害	○避難所施設の被災状況 ○公共施設の被災状況	被災後即時	○各施設管理者 ○教育施設班、学校教育班	施設管理者、班員等からの報告	
	ライフライン被害	○鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後即時	○各ライフライン関係機関	各ライフライン関係機関等からの報告	
	田畑被害	○田畑の流出・埋没・冠水の箇所・面積	被災後即時	○産業物資班	班員等からの報告	
市民関係	避難状況	○各避難所の避難人数 ○避難実施区域の避難状況 ○避難行動要支援者等の要配慮者の避難状況 ○児童生徒の避難状況	避難準備・高齢者等避難開始等発表後随時	○避難所施設管理者 ○消防本部、警察 ○各小・中学校 ○避難所班、要配慮者支援班、学校教育班 ○消防団 ○自主防災組織 ○民生委員・児童委員 ○避難支援者	施設管理者、各機関、校長、班員、消防団員等からの報告	
	対策活動状況	○自主防災組織の活動状況	随時	○自主防災組織	自主防災組織、消防団員等からの報告	

注)「□待機体制・警戒体制で収集すべき主な情報」の「気象関係・水防関係」は、
非常体制でも、引き続き情報の収集を行うものとする。

第2 特別警報・警報・注意報の収集伝達【総括班】

気象庁は、気象業務法に基づき、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、埼玉県内の市町村ごとに発表する。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

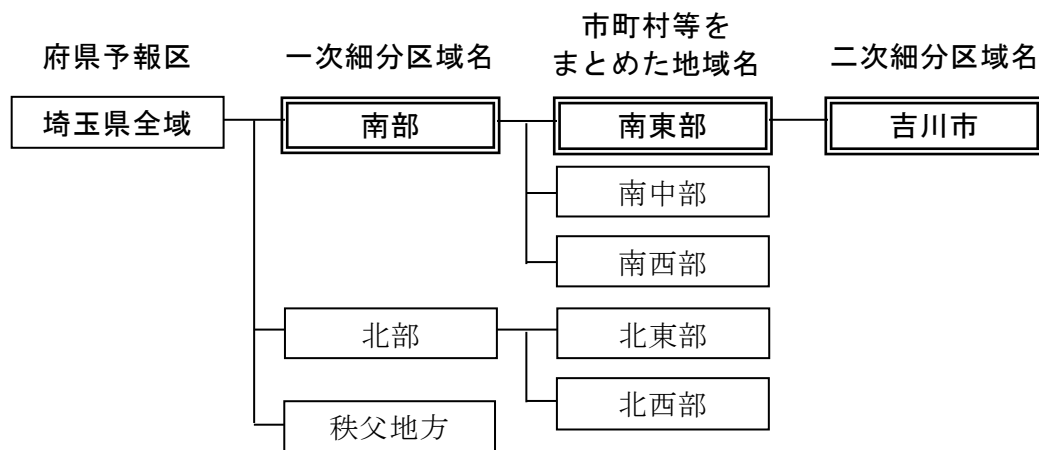
また、防災上重要な情報として各種の「気象情報」を発表する。その対象地域、種類及び発表基準は次のとおりである。

1 特別警報・警報・注意報等の対象地域

気象庁は、防災機関の防災活動が円滑に行えるように、平成22年5月から原則として個別の「市町村を公表区域（二次細分区域）」として特別警報・警報・注意報を発表する。

なお、天気予報は、各都道府県をいくつかに分けた「一次細分区域」単位で発表する。

また、テレビやラジオ放送では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」の名称を用いて、警戒が必要な地域を周知する場合がある。



□埼玉県の特報・警報・注意報、予報の細分区域

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南東部	吉川市、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方		秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

2 特別警報・警報・注意報等の種類と発表基準

特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準（吉川市）は、次の表のとおりである。

□特別警報・警報・注意報の種類と概要（1／2）

種類	種類	概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、 <u>命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する</u> 必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 <u>は危険な場所から</u> の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等 <u>は危険な場所から</u> の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

□特別警報・警報・注意報の種類と概要（2 / 2）

種類		概要
注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

□特別警報・警報・注意報等の発表基準（一般の利用に適合するもの）（1 / 2）

種類		発表基準
特別警報	気象特別警報	大雨特別警報 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 《50年に一度の値》 48時間雨量：354mm、3時間雨量：128mm、土壌雨量指数：241
		大雪特別警報 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 《50年に一度の積雪深：参考値》 熊谷：32cm（既往最深積雪：62cm）
		暴風特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
		暴風雪特別警報 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

□特別警報・警報・注意報等の発表基準（一般の利用に適合するもの）（2／2）

種類		発表基準	
警報	気象警報	暴風警報	平均風速：20m/s
		暴風雪警報	平均風速：20m/s 以上で、雪を伴う
		大雨警報 (浸水害)	表面雨量指数基準：17
		大雪警報	降雪の深さ：12 時間降雪の深さ 10cm
	洪水警報	流域雨量指数基準：大場川流域=6.5 複合基準：大場川流域=(8, 6.2)、中川流域=(12, 23) 指定河川洪水予報による基準：中川 [吉川]、江戸川 [野田]	
注意報	気象注意報	風雪注意報	平均風速：11m/s 雪を伴う
		強風注意報	平均風速：11m/s
		大雨注意報	表面雨量指数基準：10 土壌雨量指数基準：117
		大雪注意報	降雪の深さ：12 時間降雪の深さ 5cm
		濃霧注意報	視程：100m
		雷注意報	落雷等で被害が予想される場合
		融雪	なし
		乾燥注意報	最小湿度：25%、実効湿度：55%
		なだれ	なし
		着氷・着雪注意報	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
		霜注意報	早霜、晩霜期に最低気温 4℃以下
		低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温 -6℃以下
			洪水注意報
	記録的短時間大雨情報	1 時間雨量：100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合	

※特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

注 1) 50 年に一度の値の値は、吉川市にかかる 5km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。

注 2) 50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注 3) 大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って 50 年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注 4) 台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

注 5) 温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

○キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

□警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」（黒）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u></p>
浸水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「危険」（紫）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は<u>危険な場所から</u>の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる<u>災害リスクの再確認等、避難に備え</u>自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

○早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

○全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等

に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

○記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

□警報・注意報等の発表基準（水防活動の利用に適合するもの）

水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

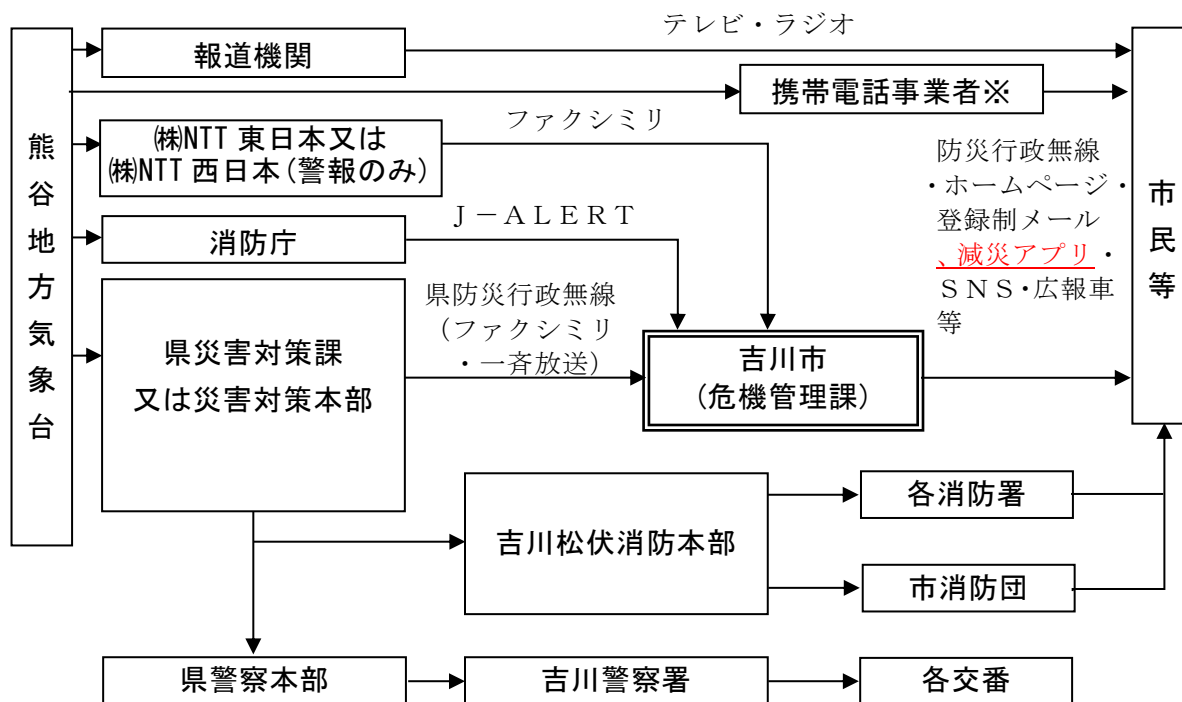
水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

3 特別警報・警報・注意報等の伝達系統及び伝達体制

市は、県等関係機関から注意報・警報等の伝達を受けた場合には、必要に応じて、市民等へ伝達する。

なお、特別警報の伝達を受けた場合には、直ちに防災行政無線、市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、緊急速報メール、SNS、電話応答サービス、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等により市民等へ周知するなどの対応をとるものとする。

□本市に関する特別警報・警報・注意報等の伝達系統



※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

4 気象業務法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度が高まった場合に避難指示等の判断に活用するために県と熊谷地方気象台が共同して発表する情報であるが、本市は、埼玉県地域防災計画において土砂災害の危険の認められない地域とされているため、当該情報の発表対象の市町村とされていない。

5 消防法に基づく火災気象通報

火災気象通報は、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台長が県知事に対して行う通報で、市町村長が発令する火災警報の基礎となる。湿度、風速などにより通報基準を定めており、本市を含む予報区分である埼玉県南東部の通報基準は以下のとおりである。

火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台長が県知事に対して行われる通報で、市町村長が発令する火災警報の基礎となる。実効湿度、風速などにより通報基準を定めており、本市を含む埼玉県南部（一次細分区域で発表）の通報基準は次のとおりである。

次のいずれかの条件を満たしたとき、火災気象通報は発表される。

- ①最小湿度が 25%以下で実効湿度が 55%以下になると予想される場合
- ②平均風速が 11m/s 以上、ただし降雨、降雪中は除く
- ③最小湿度が 30%以下で実効湿度が 60%以下となり、平均風速が 10m/s 以上になると予想される場合

6 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（埼玉県南部）で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（埼玉県南部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。

竜巻災害対策については、
『第 4 編 その他自然災害対策計画』で定める。

7 異常な現象発見時の対応

災害対策基本法第 54 条により、災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した市民等は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報を行う。

通報を受けた市長は、気象庁その他の関係機関に通報を行う。

(1) 気象庁に通報を行う事項

① 気象に関する事項

著しく異常な気象現象（例えば、竜巻、強いひょうなど）

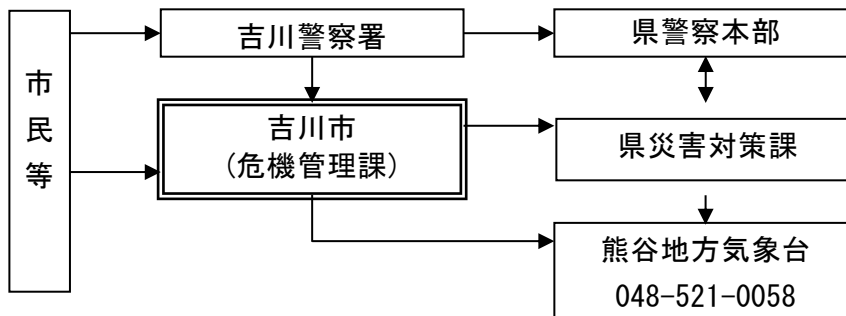
② 地震・火山に関する事項

- ・ 数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
- ・ 噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

(2) 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台に通報を行う。

□異常な現象発見時の伝達系統



□特別警報・警報・注意報等の伝達体制：総括責任者及び担当班

総括責任者	担当班
危機管理課長	総括班

第3 洪水予報、水防警報等の収集伝達【総括班】

国や県が、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認め、あらかじめ指定した河川については、水防法に基づき、「洪水予報」、「水防警報」、「水位情報周知」が発表される。

市は、これらの情報を収集、伝達し、水防活動や避難活動等を行う。

1 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

(1) 洪水予報の種類等

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水により重大な損害が生じるおそれがある河川について、洪水予報を行う河川の区間をあらかじめ指定し、河川で洪水のおそれがあると認められるときに、気象庁と共同して、降雨や水位の現況及び予想、水位の危険度レベルなどを洪水予報として防災関係機関や報道機関、市民等へ発表する。

市は、洪水予報から得られる情報をもとに、水防活動や避難情報の発令を行う。

□洪水予報の種類

水位危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	発表基準	求める行動の段階、避難行動を判断する目安等
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、 氾濫が継続しているとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫水への警戒を求める段階 ・ 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や 救援活動等が必要
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位（危険水位） に到達したとき、氾濫危険 水位以上の状態が継続して いるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつ氾濫してもおかしくない状態 ・ 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 ・ 避難指示の発令判断の目安 ・ 住民の避難判断 ・ 相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそ れがある水位
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位（危険水位） に到達することが見込まれ るとき、又は避難判断水位 に到達し、更に水位上昇が 見込まれるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備などの氾濫に対する警戒を求める 段階 ・ 高齢者等避難の発令判断の目安 ・ 河川の氾濫に関する住民への注意喚起
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、更 に水位上昇が見込まれると き、又は、氾濫注意水位以 上でかつ避難判断水位未満 の状態が継続していると き、避難判断水位に達した が水位の上昇が見込めない とき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫の発生に対する注意を求める段階 ・ 水防団の出動の目安
レベル1		(発表なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団が体制を整える段階

注) 利根川上流部（利根川）については、氾濫発生情報と併せて「氾濫水の予報」を発表する。

(2) 本市に関係する洪水予報が発表される河川

洪水予報については、「国土交通大臣と気象庁長官が共同して行なう洪水予報（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）」と「県知事と気象庁長官が共同して行なう洪水予報（水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項）」がある。

□本市に係る洪水予報が発表される河川（国土交通大臣と気象庁長官が共同発表）

予報 区域名	河川 名	洪水予報実施区域	洪水予報 基準水位 観測所	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	河川 位置	所在地	発表 機関
利根川 上流部	利根川	左岸 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555番地先～茨城県猿島郡境町字北野 1920番地先	やったじま 八斗島	1.9	3.9	4.8	左岸河口から 181.5km 下 46m	群馬県 伊勢崎市八斗 島町	国土交通 省関東地 方整備局 ・ 気象庁 予報部
		右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70番6地先～江戸川分派点	くりほし 栗橋	5.0	6.9	8.8	右岸河口から 130.5km 下 100m	埼玉県 久喜市栗橋	
江戸川	江戸川	左岸 利根川からの分派点～海（旧川を除く）	にしせきやど 西関宿	6.1	7.9	8.7	右岸河口から 58.0km 上 410m	埼玉県 幸手市西関宿	国土交通 省関東地 方整備局 江戸川河 川事務所 ・ 気象庁 予報部 ・ 熊谷地方 气象台
		右岸 利根川からの分派点～海（旧川を除く）	の 野田	6.3	8.4	9.0	左岸河口から 39.0km 上 26m	千葉県 野田市中野台	
中川	中川	左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647番の1地先～東京都葛飾区高砂2丁目55番の3地先 右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937番の1地先～東京都葛飾区青戸2丁目623番の1地先	よしかわ 吉川	3.6	3.7	4.1	左岸河口から 30.5km 上 135m	埼玉県 吉川市平沼	国土交通 省関東地 方整備局 江戸川河 川事務所 ・ 気象庁 予報部 ・ 熊谷地方 气象台
荒川	荒川	左岸 埼玉県深谷市荒川字下川原 5番の2地先～海（旧川を除く）	くまがや 熊谷	3.5	5.0	5.5	左岸河口から 76.4km +130m	埼玉県 熊谷市榎町	国土交通 省関東地 方整備局 ・ 気象庁 予報部
		右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218番の18地先～海（旧川を除く）	じすいぼし 治水橋	7.5	12.2	12.7	右岸河口から 41.6km +290m	埼玉県 さいたま市西 区飯田 新田	
			いわぶらすいもん 岩瀬水門 (上)	4.1	6.5	7.7	右岸河口から 21.0km 上 82.8m	東京都 北区志 茂5丁 目	

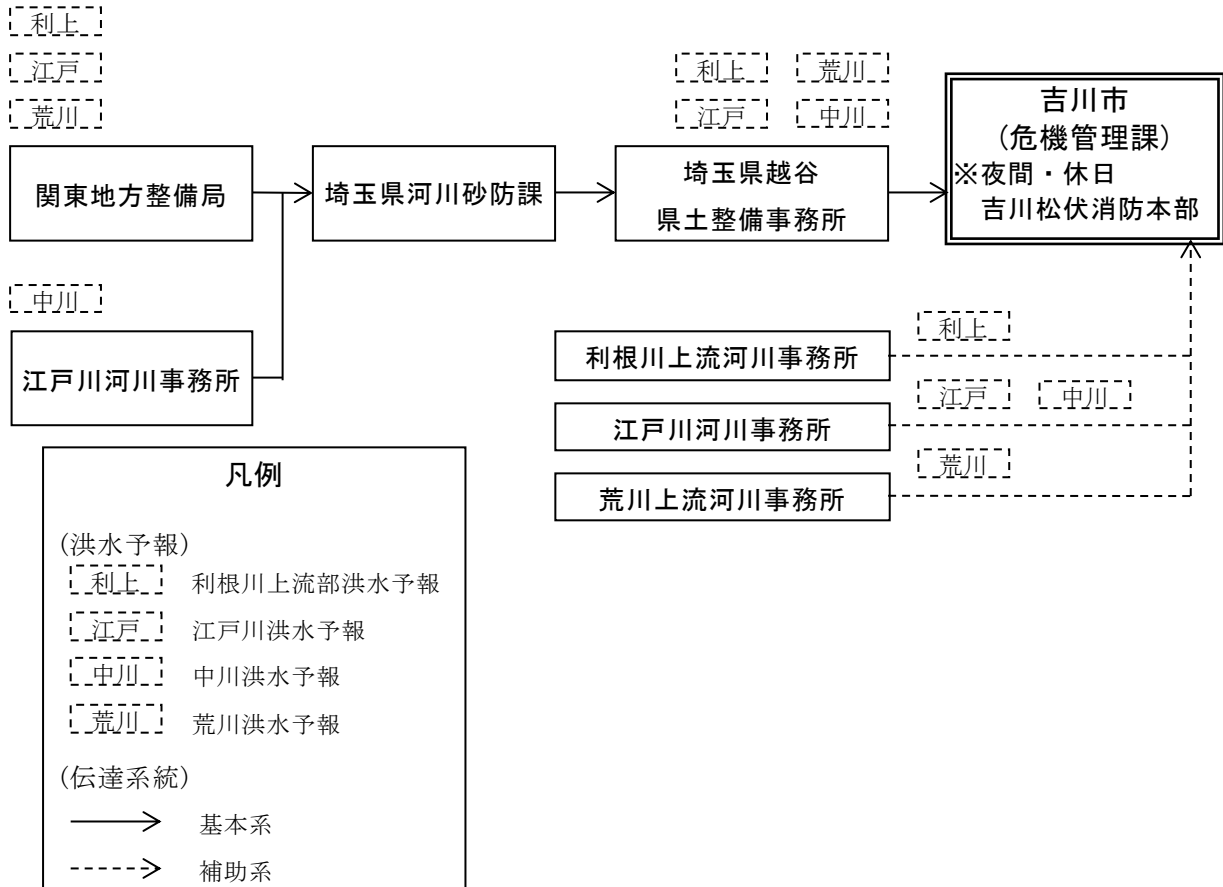
□本市に係る洪水予報が発表される河川（県知事と気象庁長官が共同発表）

予報 区域名	河川 名	洪水予報実施区域	洪水予報 基準水位 観測所	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	河川 位置	所在地	発表 機関
綾瀬川 中流部 (一の橋 区間)	綾瀬川	左岸 埼玉県さいたま市緑区大字大門 字野原 4910 番の 2 地先啜橋下流端～ 埼玉県越谷市大字 蒲生字山王 3794 番 地先直轄管理区間 境 右岸 埼玉県川口市 東川口 5 丁目 31 番 14 号地先啜橋下流 端～埼玉県草加市 金明町 1361 番地 3 地先直轄管理区間 境	いち はし 一の橋	4.05	4.12	4.60	河口 から 19.1km	埼玉県 草加市 長栄町	埼玉県 河川砂防課 ・ 熊谷地方 气象台

(3) 本市に関する洪水予報の伝達系統

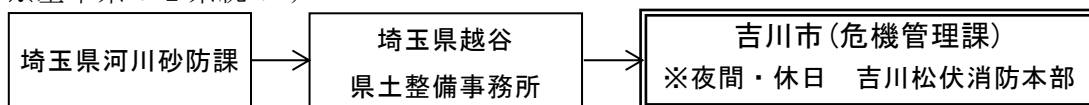
本市への洪水予報の伝達は、原則、ファクシミリで行われ、基本系と補助系の2系統から伝達される。なお、洪水予報がファクシミリで送付されたら、直ちに、送信元へ受信確認の連絡を行う。

□本市に関する洪水予報の伝達系統（利根川上流・江戸川・中川・荒川：国管理河川）



□本市に関する洪水予報の伝達系統（綾瀬中流部（一の橋区間）：県管理河川）

※基本系の1系統のみ



□伝達系統電話番号等

機関名	電話番号	F A X
関東地方整備局	048-600-1419	048-600-1420
利根川上流河川事務所	0480-52-9839	0480-52-9852
江戸川河川事務所	04-7125-7332	04-7123-6741
荒川上流河川事務所	049-246-6715	049-246-6391
埼玉県河川砂防課	048-830-5137	048-830-4865
埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224	048-960-1530

2 水防法に基づく水防警報

(1) 水防警報の種類等

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水により重大な損害が生じるおそれがある河川について、水防警報を行う河川をあらかじめ指定し、河川で洪水のおそれがあるときに、河川の水位等に基づき、各種の水防活動の内容を示した水防警報を防災関係機関等へ発表する。

市は、水防警報の内容に基づき、消防団員の出動又は出動の準備等を消防本部へ要請する。

□水防警報の種類とその発表基準等

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(2) 本市に係る水防警報が発表される河川

水防警報については、「国土交通大臣が行う水防警報(水防法第 16 条)」と「県知事が行う水防警報(水防法第 16 条第 3 項)」がある。

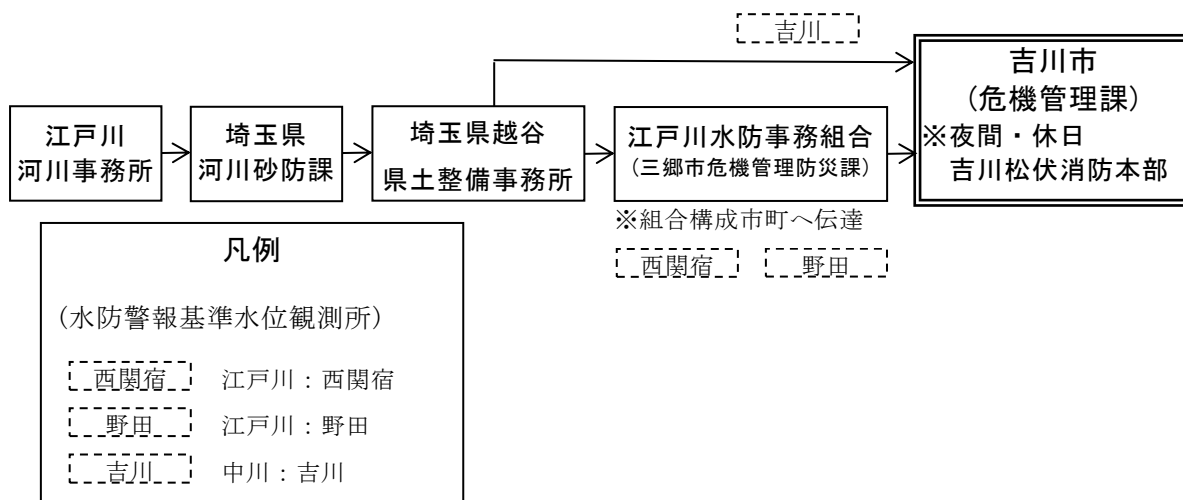
□本市に係る水防警報が発表される河川

区分	河川名	水防警報基準水位観測所	水防警報区域					実施機関
			水防警報区域	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
国土交通大臣が行う水防警報	江戸川	西関宿	左岸 幹川分派点～千葉県野田市岡田 1084 番地先 右岸 幹川分派点～埼玉県春日部市新宿新田 100 番の 1 地先	4.5	6.1	7.9	8.7	埼玉県幸手市西関宿
			左岸 千葉県野田市東金野井 1410 番の 1 地先～千葉県流山市木 8 番の 2 地先 右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町築比地 2539 番の 1 地先～埼玉県三郷市高洲四丁目 149 番地先	4.6	6.3	8.4	9.0	
	中川	吉川	左岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647 番の 1 地先～大場川合流点 右岸 埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～桁川合流点	3.3	3.6	3.7	4.1	埼玉県吉川市平沼
県知事が行う水防警報	中川	牛島	左岸 埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上 1672 番の 1 地先 右岸 埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先(倉松川合流点)～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先	5.20	5.85	—	6.25	埼玉県春日部市藤塚
	新方川	増林	左岸 埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野(中川合流点) 右岸 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市中島(中川合流点)	3.25	3.90	—	4.02	埼玉県越谷市花田

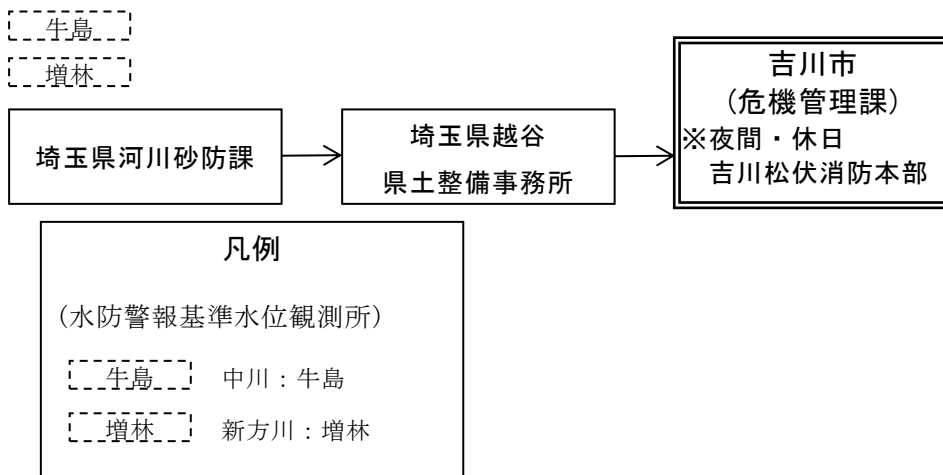
(3) 本市に係る水防警報の伝達系統

本市への水防警報の伝達は、原則、ファクシミリで行われる。なお、水防警報がファクシミリで送付されたら、直ちに、送信元へ受信確認の連絡を行う。

□本市に係る水防警報の伝達系統（江戸川河川事務所が発表する水防警報）



□本市に係る水防警報の伝達系統（埼玉県河川砂防課が発表する水防警報）



□伝達系統電話番号等

機関名	電話番号	F A X
江戸川河川事務所	04-7125-7332	04-7123-6741
埼玉県河川砂防課	048-830-5137	048-830-4865
埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224	048-960-1530
江戸川水防事務組合（三郷市）	048-952-1294	048-952-6780

3 水防法に基づく水位情報周知

(1) 本市に係る水位情報周知が通知される河川

国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水により重大な損害が生じるおそれがある河川（洪水予報河川以外）について、水位情報周知を行う河川と当該河川の避難判断水位（特別警戒水位）をあらかじめ定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水位又は流量などを水位情報周知として防災関係機関や報道機関、市民等へ発表する。

水位情報周知については、「国土交通大臣が行なう水位情報周知（水防法第13条第1項）」と「県知事が行なう水位情報周知（水防法第13条第2項）」があるが、本市に係る水位情報周知河川は後者のみである。

また、市は、水位情報周知から得られる情報をもとに、避難情報の発令を行う。

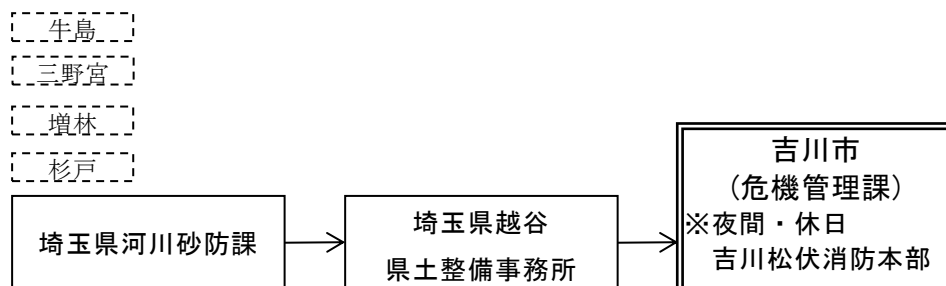
□本市に係る水位情報周知が通知される河川

河川名	水位標名	区域	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	所在地	通知機関
中川	牛島	左岸 埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上 1672 番の 1 地先 右岸 埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先（倉松川合流点）～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先	A. P. 6. 25	埼玉県春日部市藤塚	埼玉県河川砂防課
元荒川	三野宮	左岸 埼玉県越谷市大字野島字川端 73 番の 1 地先～埼玉県越谷市中島（中川合流点） 右岸 埼玉県越谷市大字三野宮字中川原 60 番の 3 地先～埼玉県越谷市東町 2 丁目（中川合流点）	A. P. 6. 80	埼玉県越谷市三野宮	
大落古利根川	杉戸	左岸 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野 233 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩（中川合流点） 右岸 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸 3 丁目 14 番地先～越谷市増森（中川合流点）	A. P. 7. 91	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸	
新方川	増林	左岸 埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野（中川合流点） 右岸 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市中島（中川合流点）	A. P. 4. 02	埼玉県越谷市花田	

(2) 本市に係る水位情報周知の伝達系統

本市へ水位情報周知の伝達は、原則、ファクシミリで行われる。なお、水位情報周知がファクシミリで送付されたら、直ちに、送信元へ受信確認の連絡を行う。

□本市に係る水位情報周知の伝達系統



凡例	
(水防警報基準水位観測所)	
牛島	中川：牛島
三野宮	元荒川：三野宮
増林	新方川：増林
杉戸	大落古利根川：杉戸

□伝達系統電話番号等

機関名	電話番号	F A X
埼玉県河川砂防課	048-830-5137	048-830-4865
埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224	048-960-1530

4 洪水予報、水防警報、水位情報周知等の伝達体制

(1) 情報伝達体制及び伝達先一覧

市は、国、県、江戸川水防事務組合等の関係機関から洪水予報、水防警報、水位情報周知等の情報の伝達を受けた場合には、応急対策や避難の実施に備え、必要に応じて関係部課署、関係機関及び市民その他関係する公私の団体に伝達する。

洪水予報、水防警報、水位情報周知等の情報伝達体制及び伝達先一覧は、次のとおりである。

□伝達先一覧

伝達先	都市整備部 関係各課	消防団 (水防団) ※消防本部 経由	こども福祉部、 健康長寿部 各課	教育部 関係各課	要配慮者利用施設(水 防法第15条第1項第3 号に規定する施設)	市民その他 公私の団体
目的 種別	水防活動 のため	水防活動 のため	要配慮者の 避難のため	避難所開設準 備、児童生徒の 避難のため	施設利用者の 避難のため	避難の ため
洪水予報	○	○	○	○	○	○
水防警報	○	○				
水位情報 周知	○	○	○	○	○	○

『【資料】第3. 1「浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」』参照

(2) 勤務時間外の情報伝達体制

消防本部は、休日、夜間の初動対応の確保のため、勤務時間外については、洪水予報、水防警報、水位情報周知等の情報を受信し、あらかじめ指定された市職員へ伝達を行う。

伝達された職員は、総括責任者（危機管理課長）へ情報を伝達し、総括責任者は、「伝達先一覧」に基づき、関係部課署、関係機関等に連絡する。

□洪水予報・水防警報等の伝達体制：総括責任者及び担当班

総括責任者	担当班
危機管理課長	総括班

第4 被害情報等の収集・報告

風水害の発生時において、災害応急対策活動を確実かつ迅速に実施するために、被害情報等の収集・報告を円滑に行う。

4.1 被害情報等の収集【広報情報班】

広報情報班は、次により被害情報等を収集する。

<活動内容と手順>

1 「広報情報班（パトロール班）」による情報収集

(1) 「パトロール班」の編成

広報情報班は、「パトロール班」を組織し、各パトロール班の担当区域を定める。
なお、班員が不足する場合は、他災害対策活動班の協力を得る。

(2) 「パトロール班」の活動内容

① 被害情報の収集

被害情報の収集を行う際には、他災害対策活動班、消防団、自主防災組織との連携、情報交換に努める。

(3) 「パトロール班」の収集する被害情報

- ① 人的被害の状況（死者、行方不明者、負傷者等）
- ② 建物被害の状況（全壊・流失、損壊、床上・床下浸水被害等）
- ③ 道路被害の状況（浸水箇所、道路・橋等の損壊等）
- ④ 河川被害の状況（河川、水路等からの越水、河川施設等の損壊）
- ⑤ 二次災害危険箇所（危険物の流出等）

2 職員参集途上時による情報収集

勤務時間外に参集を要する風水害が発生したときは、職員は、参集途上において被害情報を収集しなければならない。

収集した被害情報は、災害対策活動班班長へ報告し、当該班長は、被害情報を取りまとめ、「広報情報班」へ報告する。

3 自主防災組織による情報収集

自主防災組織は、被害の軽減を図るため、被害情報を収集する体制を設ける。

(1) 自主防災組織の活動内容

災害発生時、自主防災・減災活動を行うとともに、次の被害調査を行う。

被害情報は、災害対策本部との連絡手段が確保できるときは、情報を災害対策本部に連絡する。

連絡手段が途絶しているときには、現場で情報収集している「パトロール班」又は消防団へ直接伝達する。

- ① 人的被害の状況（死者、行方不明者、負傷者等）
- ② 建物被害の状況（全壊・流失、損壊、床上・床下浸水被害等）

- ③ 道路被害の状況（浸水箇所、道路・橋梁等の損壊等）
- ④ 河川被害の状況（河川、水路等からの越水、河川施設等の損壊）
- ⑤ 二次災害危険箇所（危険物の流出等）
- ⑥ 避難状況（避難行動要支援者等の要配慮者の安否確認、避難実施状況等）

4 消防団による情報収集

消防団は災害発生時に、全機能を挙げて水防活動及び避難活動を行う。

それとともに、可能な限りの被害情報の収集を行い、電話を用いて災害対策本部へ連絡する。通信手段が途絶されているときには、現場で情報収集している「パトロール班」へ直接伝達する。

5 被害写真等の撮影

被害写真等の撮影は、被害状況確認の資料として、また、記録保存のためにも極めて重要である。

災害全般にわたって「広報情報班」が被害状況を撮影し、災害応急対策等に活用するとともに、報道機関及び市民の撮影分についても必要に応じて提供を受け、災害記録写真等の収集確保に万全を期するものとする。

6 被害情報等の集約

「広報情報班」は、上記1～4により、また、各災害対策活動班、消防本部、警察署、ライフライン関係機関、市民等から、『**□非常体制で収集すべき主な情報（P384）**』を収集し、被害情報等を集約する。

この情報は、自衛隊の派遣要請依頼や広域応援要請に係る重要情報であるため、一刻も早い集約が必要である。集約が進むか、ある程度被害が重大であることが判明したときは、早急に「総括班」に報告するとともに、「総括班」の指示のもと、関係機関へ応急・復旧対策の要請を実施する。

7 人命にかかわる被害情報の調査・確認

「広報情報班」は、建物の全壊・流失、損壊、及び死者、重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。

被災世帯・被災人員等については、現地調査のみでなく、住民基本台帳等とも照合し、その正誤を確認するものとする。

外国人の人命にかかわる被害情報については、国籍を確認するものとする。

4.2 要配慮者の被害情報等の収集【要配慮者支援班、救護班】

<活動内容と手順>

1 在宅の要配慮者の被害状況等の把握

在宅の要配慮者については、平常時より把握している避難行動要支援者に加え、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が、災害発生により生じる。

「要配慮者支援班」は、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、福祉団体、地域住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿を利用することにより、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察に協力を要請する。

要配慮者を発見した場合は、その受入先として、①避難場所又は避難所への移動、②在宅又は避難所等で生活ができない要援護高齢者、障がい者等の福祉避難所の確保や社会福祉施設等への緊急入所等の措置をとる。

2 社会福祉施設等の被害状況等の把握

「要配慮者支援班」は、次の把握に努める。また、各社会福祉施設等の管理者は、上記被害情報について速やかに「広報情報班」へ報告を行うものとする。

- (1) 施設入所者の被害状況
- (2) 施設・設備の被害状況
- (3) 施設からの被災者の受入可能者数
- (4) ライフライン、食料等に関する情報

3 医療機関の被害状況等の把握

「救護班」は、次の把握に努める。また、各医療機関は、被害情報について速やかに「広報情報班」へ報告を行うものとする。

(1) 医療、助産活動が可能な病院の確認

- ① 重症及び人工透析等継続治療を要する患者の受入可能限度の確認
患者受入れに当たっての不足医療資機材及び不足医療従事者（医師・看護師）等
- ② 救護班の派遣体制の確認
 - ア 派遣可能救護班数
 - イ 派遣可能医療従事者数
 - ウ 救護活動のために必要な医薬品、医療資機材及び医療従事者（医師・看護師）等

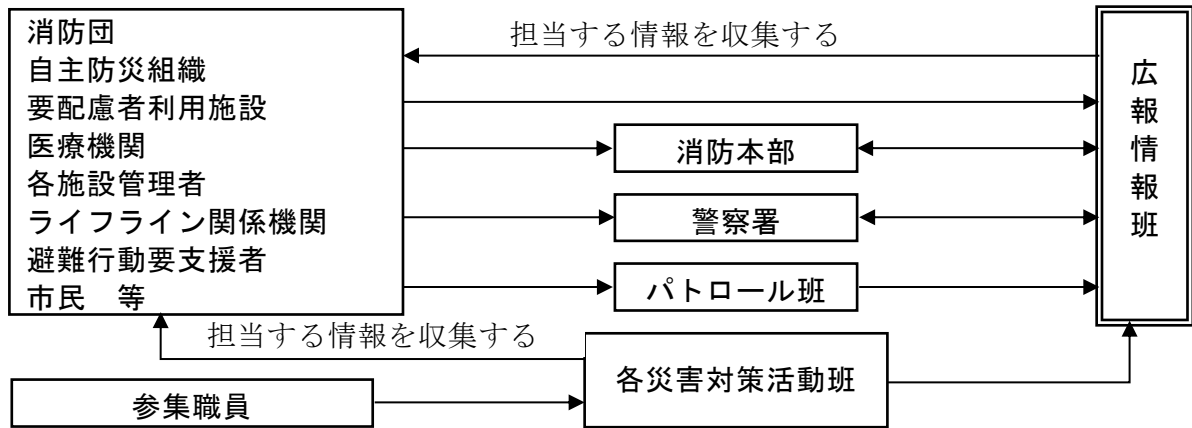
(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能が麻痺又は低下している病院の確認

- ① 簡易な修繕等により現状復旧可能な病院等
 - ア 重症及び人工透析など継続治療を要する患者の実態確認（復旧までの一時搬送）
 - イ 原状復旧に必要な修繕項目等
- ② 修繕不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処が立たない病院等）
 - ア 入院患者の実態

4 外国人の被害状況等の把握

本市は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人の被害状況等の把握に努める。

□情報収集の流れ



□被害情報等の収集体制：総括責任者及び担当班

総括責任者	担当班
政策室主幹	広報情報班

4.3 被害情報等の報告【 広報情報班 】

広報情報班は、集約した被害情報等を「総括班」に報告する。

なお、被害が重大（人命にかかわる情報、浸水被害が拡大する河川の決壊等の情報など）であることが判明したときは、早急に「総括班」に報告する。

報告を受けた総括班は、県等へ被害情報等を報告する。

なお、人命にかかわる被害情報については、発生後1時間以内に県等へ報告する。

<活動内容と手順>

1 県等への第1報

本市から県への第1報は、埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力し、報告する。災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「発生速報（様式第1号）」を防災行政無線FAX等で報告する。

なお、県へ連絡できない場合には、消防庁へ直接連絡する。無線及び有線による通信が不可能な場合は、連絡員を県災害対策本部春日部支部（東部地域振興センター）へ派遣する。

第1報は、報告者等が把握できた範囲の情報から直ちに報告する。

□報告先及び通信手段等

報告先		通信手段		番 号		
県	本部 (災害対策課)	一般加入電話		電話	048-830-8181	
				FAX	048-830-8159	
		防災行政無線電話		地上系	電話	(発信特番)-200-951
				FAX	(発信特番)-200-950	
				衛星系	電話	(発信特番)-200-951
				FAX	(発信特番)-200-950	
	危機管理防災部当直(時間外)		電話	048-830-8111		
			FAX	048-830-8119		
	春日部支部 (東部地域振興センター)	一般加入電話		電話	048-737-1110	
				FAX	048-737-9958	
		防災行政無線電話		地上系	電話	(発信特番)-276-951
				FAX	(発信特番)-276-950	
衛星系				電話	(発信特番)-276-951	
FAX				(発信特番)-276-950		
消防庁	平日(9:30~18:15) 応急対策室	N T T 東日本回線		電話	03-5253-7527	
				FAX	03-5253-7537	
		消防防災行政無線		電話	TN-90-49013	
				FAX	TN-90-49033	
		地域衛星通信ネットワーク		電話	TN-048-500-90-49013	
				FAX	TN-048-500-90-49033	
	上記以外 宿直室	N T T 東日本回線		電話	03-5253-7777	
				FAX	03-5253-7553	
		消防防災行政無線		電話	TN -90-49102	
				FAX	TN -90-49036	
		地域衛星通信ネットワーク		電話	TN-048-500-90-49102	
				FAX	TN-048-500-90-49036	

(注) TN は、回線選択番号を示す。

『【様式】様式第1号「発生速報」』参照

2 報告の種別

災害対策本部の各部は、被災状況を「広報情報班」に報告する。報告を受けた「広報情報班」は各情報を集計し、「経過速報(様式第2号)」にまとめ「総括班」に報告する。「総括班」は、速やかに災害オペレーション支援システムにより報告する。

(1) 被害情報の報告

発生速報	被害の発生直後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「発生速報(様式第1号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)
経過速報	2時間ごとに逐次(県から指示があった場合は、県の指示に従う。)、 災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「経過速報(様式第2号)」により県防災行政無線FAX等で報告する。)
確定報告	被害の確定後に災害オペレーション支援システムで報告する。 (災害オペレーション支援システムが使用不能の場合は、「被害状況調(様式第3号)」により、県災害対策課へ連絡する。災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。)

3 報告事項及び留意点

本市が、県などの防災関係機関に報告する情報の報告事項及びその留意点は次のとおりとする。

(1) 報告事項

- ① 災害の種別
- ② 発生地域
- ③ 被害日時
- ④ 被害の状況（人的被害、住家被害、非住家被害、田畑被害、道路被害、その他施設被害、罹災世帯数・罹災者数、火災発生件数等）
※被害の程度等は「被害報告判定基準」に基づき判定する。）
- ⑤ 災害に対して実施した措置及び今後の措置
 - ア 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - イ 市が実施した主な応急措置の状況
 - ウ 応援要請又は職員派遣の状況
 - エ 災害救助法適用の状況
 - オ 避難情報発令の状況（地区数、対象者数等）
 - カ 消防機関の活動状況（活動人数、主な活動状況等）
- ⑥ その他必要な事項

(2) 報告の留意事項

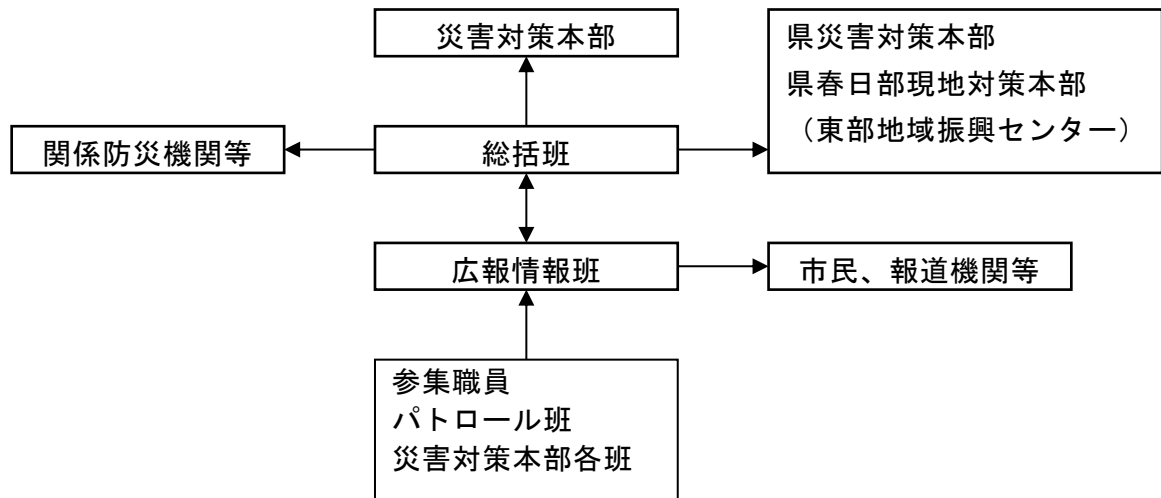
- ① 人的被害、住家被害、住民避難、浸水の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ② 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等の無いよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ③ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に、発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- ④ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ⑤ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合して正確を期する。
- ⑥ 外国人の被害情報について、埼玉県災害オペレーション支援システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する。

『【様式】様式第1号「発生速報」』参照

『【様式】様式第2号「経過速報」』参照

『【様式】様式第3号「被害状況調」』参照

(3) 情報伝達の流れ



□被害情報等の報告体制：総括責任者及び担当班

総括責任者	担当班
危機管理課長	総括班

4.4 通信連絡体制の確立【 総括班、広報情報班 】

本市及び関係防災機関は、情報連絡を迅速かつ的確に行うために、非常の際における通信連絡を確保する。

<活動内容と手順>

1 通信連絡方法の確認及び通信

(1) 基本方針

災害時における通信連絡は、災害オペレーション支援システム、県防災行政無線（地上系・衛星系）、インターネット、電話及びFAXを利用して迅速かつ的確に行うものとするが、災害時における通信の混線を避けるために災害電話を指定し、窓口の統一を図る。

本市における連絡用電話は「広報情報班」に置き、また、市民等の問い合わせに対しては、窓口を一本化し「市民支援班」に置くものとする。

(2) 県及び関係防災機関との通信連絡の窓口の確認

- ① 県 「本部統括部（災害対策課）」
- ② 市 「広報情報班」
- ③ 関係防災機関 . . . 「防災関係機関一覧」（資料編第2. 12参照）

2 有線通信途絶の場合の措置

大規模水害時においては、有線通信施設の被災等によって、通信連絡が困難になることが予想されるので、無線設備、伝令等によって通信連絡を確保する。

(1) 県との通信連絡

県防災行政無線（地上系・衛星系）を利用し、交信を行う。

(2) 市各班との連絡

災害現場等に出動している各班員との連絡は、デジタル簡易無線機、携帯電話等によって行う。また、必要に応じて災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車、バイク又は自動車を利用する。

市防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

なお、通信の統制は、次によって実施する。

- ① 統制者の専任（「広報情報班」から1人配備する。）
- ② 重要通信の優先（救助、避難情報等重要性の高い通信を優先する。）
- ③ 統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- ④ 子局間の通信の禁止（子局間の通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- ⑤ 簡潔通話の実施
- ⑥ 専任の通信担当者の設置（各子局の担当者は出来るだけ変更しない。）

(3) アマチュア無線等の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線やタクシー無線等を活用する。

3 公衆通信設備の優先利用

災害時において、公共の利益のために緊急に通信を行う必要のある通話については、非常又は緊急通話として取り扱い、他に優先する。

優先利用できる電話は、あらかじめ東日本電信電話(株)埼玉事業部の承認を受けた加入電話による。

4 通信施設利用の優先順位

通信施設を優先して使用する場合の優先順位は、おおむね次の順序による。

- ① 市民に対する避難情報発令等人命に関する事項
- ② 応急措置の実施に必要な事項
- ③ 災害警報
- ④ その他予想される災害の事態及びこれに対する事前措置に関する事項

5 臨時電話の設置

通信手段に不足するときは、東日本電信電話(株)埼玉事業部に依頼し、臨時電話を設置する。

6 電話の受付

災害時には、関係防災機関だけではなく、吉川市内外の住民から多数の問い合わせ電話が予測できる。このため、必要に応じて、その他の班員の中から、電話受理の専任者を選び、電話対応に従事させるものとする。

なお、電話受付時の注意点は、次のとおりである。

- ① 電話受付担当者は、関係防災機関からの情報と住民等からの問い合わせを的確に仕分けする（問い合わせは、「市民支援班」につなぐ）。
- ② 電話の殺到による初動通信活動への支障が起こらないようにするために、各種問い合わせに対応する電話を事前に決めておく。

『【資料】第2. 1「防災行政無線整備一覧」』参照

4.5 浸水解消後の情報管理【 広報情報班、各班 】

浸水が解消に至った場合、災害状況はある程度沈静化していると想定される。この時期は、これまでに錯綜した災害情報の整理を行うとともに、引続き情報管理体制を強化していくものとする。

<活動内容と手順>

1 基本方針

浸水が解消したときは、情報はそれぞれの各班で個別収集し、関係防災機関等への伝達もそれぞれの各班で実施する。

「広報情報班」は、各班からの情報を収集・整理を行い、情報の一元化及び共有化を図ることにより、今後の本市の有機的な活動に役立てるものとする。

2 被害状況調査

(1) 住家被害の迅速・正確な把握

住家被害は、災害救助法の適用（申請）、罹災証明書の発行、税の減免、救援物資の配分、義援金品の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施する上で最も基本となる情報である。そのため、応急対策期の情報管理は、住家被害の迅速・正確な把握を最重点課題とする。

「被害調査税務班」及び「住宅対策班」は、県災害対策本部応急復旧部と連携を図りながら、担当区域ごとに「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）により被害状況を把握する。

『【本文】第2編 第4章 第1節 第1「1.3 住家の被害認定調査」、「1.4 被災者台帳の作成」、「1.5 罹災証明の発行」（P276～280）』参照

(2) その他の被害の調査（各班が実施）

住家被害調査の進捗状況をみながら、各班は所管の施設等の被害状況調査を実施する。

(3) 被害状況調査に当たっての留意事項

- ① 関係機関、諸団体、市民組織等の協力を求めて実施する。
- ② 被害が甚大なため、市において調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- ③ 吉川警察署をはじめ関係機関と十分な連絡をとる。

3 県への報告

「総括班」は、「広報情報班」より得た情報をもとに被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システムを用いて県災害対策本部（災害対策課）に報告するものとする。

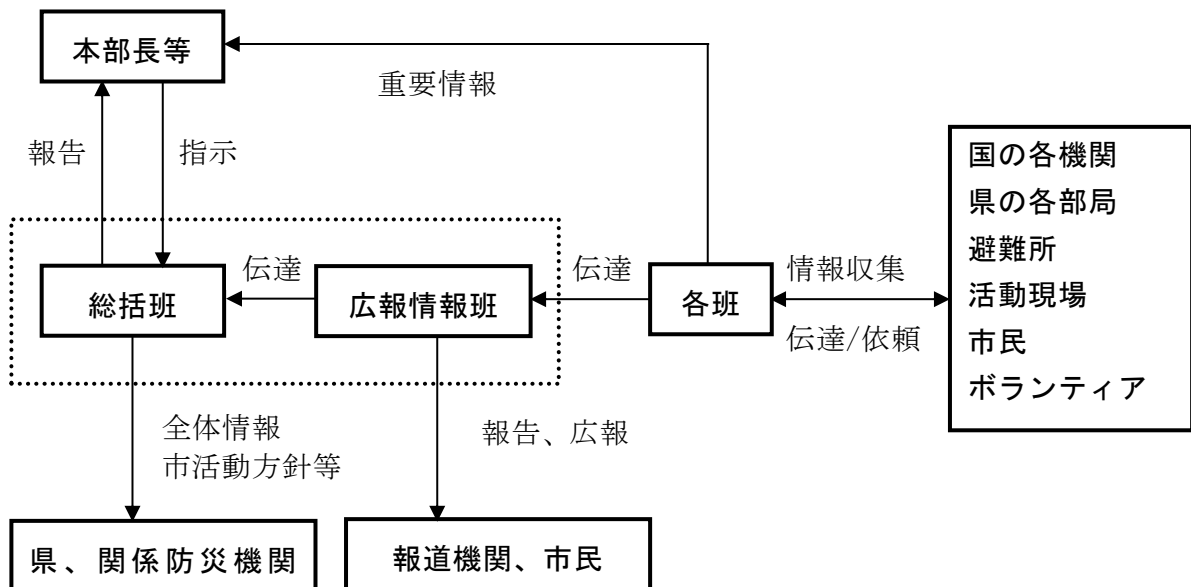
4 情報ファイルの作成（3日に1回は更新する）

「広報情報班」は、救援活動や生活情報についてその概要、実施機関・団体、連絡先を活動項目ごとに網羅したファイルを作成し、本部各班や市の窓口に配付する。

なお、活動項目の分類例は次のとおりとする。

- ①各対策のホットライン ②福祉 ③心のケア ④法律・税金
- ⑤医療保健 ⑥労働 ⑦融資・生活資金 ⑧住宅
- ⑨家屋解体・撤去 ⑩教育 ⑪外国人

□浸水解消後における情報の流れ



第3節 広報広聴活動

第1 広報活動

市及び関係防災機関は、風水害時にはできる限り速やかに市民及び報道機関に対し、気象予報・警報や洪水予報、避難情報と災害の正確な情報を提供することによって、パニックの発生を未然に防止し、市民が適切な行動をとれるようにする。

1.1 実施機関とその役割【 広報情報班、消防本部、関係機関 】

広報の実施機関と広報・報道の内容は、次のとおりとする。

□広報・報道事項（その1）

機関名	広報・報道内容
吉川市 「広報情報班」	人命の安全にかかわる事項（発災前）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に関する事。 (気象予報・警報等) ・ 河川情報に関する事。 (洪水予報、水防警報、水位情報周知等) ・ 避難情報に関する事。 (避難の指示内容、警戒区域、避難所の位置・経路、避難方法、携行品等) ・ 要配慮者に向けた広報に関する事。 (情報伝達、避難支援等) ・ 災害による被害を最小限にとどめるための事前対策に関する事。 (土のうの設置、家財道具等の避難、飛来物対策など) ・ その他市民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項
	人命の安全にかかわる事項（発災後）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水状況に関する事。 (発生箇所、被害状況、道路通行止め区間等) ・ 河川、橋梁等土木施設情報に関する事。 (被害、復旧状況等) ・ 交通状況に関する事。 (交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等) ・ 医療救護所開設状況に関する事。 ・ 二次災害危険情報に関する事。 <p>※「発災前」の事項も引き続き広報・報道する。</p>
	市民生活の安定、人心の安定にかかわる事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置又は解散に関する事。 ・ 水防活動の実施状況に関する事。 (実施場所、活動内容等) ・ 被害状況に関する事。 (人的被害、建物被害等) ・ 避難状況に関する事。 (避難所開設場所、避難者数等) ・ 個人安否情報に関する事。 (NTT東日本の「災害用伝言ダイヤル(171)」等) ・ 電気、水道、ガス等事業施設被害状況に関する事。 (被害状況、注意事項等) ・ 給食、給水の実施に関する事。 (給水日時、場所、量、対象者等) ・ 衣料、生活必需品の供給、救援物資の配布に関する事。 (日時、場所、種類、量、対象者等) ・ 義援金の支給に関する事。 ・ 住宅の診断、応急修理、応急仮設住宅等に関する事。 ・ 仮設トイレ、風呂の設置に関する事。 (設置場所等) ・ し尿、ごみの処理情報に関する事。 ・ 防疫状況及び注意事項に関する事。 ・ 罹災証明書の交付に関する事。 (窓口、期間等) ・ 各種相談窓口の設置すること。 (生活再建、融資、総合相談窓口等)

□広報・報道事項（その2）

吉川市 「広報情報班」	被災地域以外への広報
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの募集に関すること。 ・必要な救援物資の募集に関すること。 (救援物資の種類、送付先、送付方法等(梱包は、仕分け作業が円滑に実施できるよう、梱包を解かなくても、物資の種類、量、サイズが分かるようにして被災地に送付するなど)) ・義援金の募集に関すること ・被災地域外住民へのお願いに関すること。 (被災地へは、単なる見舞い電話等不要不急の電話をしないなど)
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の実施状況に関すること。(実施場所、活動内容等) ・被害状況に関すること。(人的被害、建物被害等) ・避難情報に関すること。 (避難の指示内容、警戒区域、避難所の位置・経路、避難方法、携行品等) ・医療救護所開設状況に関すること。 ・二次災害危険情報に関すること。
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・活動体制に関すること。 ・電気、ガス、危険物流出等の二次災害の防止に関すること。 ・所管業務の被害状況及び復旧状況に関すること。 ・その他各関係機関の活動に必要な事項

1.2 広報の手段【 広報情報班 】

本市が、市民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、[減災アプリ](#)、緊急速報メール、SNS、電話応答サービス、Lアラート(NHK d 放送、テレ玉 d 放送)、FM ラジオ(エフエムこしがや)、ケーブルテレビ(J-COM)、緊急時情報伝達収集システム(よしかわ安心電話)、テレビ、新聞等によるものとする。

また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示するとともに、自治会又は自主防災組織等による広報も行う。

広報の手段(媒体)の選定は、市災害対策本部会議から特に指示された場合を除き、「広報情報班」が状況を判断の上、適切なものを選定する。

(1) 緊急に伝達の必要があるもの(避難指示等)

→ 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、[減災アプリ](#)、SNS、緊急速報メール、ケーブルテレビ(J-COM)、現場での指示(口頭)、自治会又は自主防災組織、テレビ・FM ラジオ(エフエムこしがや)(報道機関に依頼)、Lアラート(NHK d 放送、テレ玉 d 放送)、緊急時情報伝達収集システム(よしかわ安心電話)等

『【資料】第2. 15「広報文例」参照

(2) 一斉に伝達するもの(気象情報、河川情報、安否情報、医療救護所等)

→ 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、SNS、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急速報メール、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

(3) 時期又は地域を限って行うもの

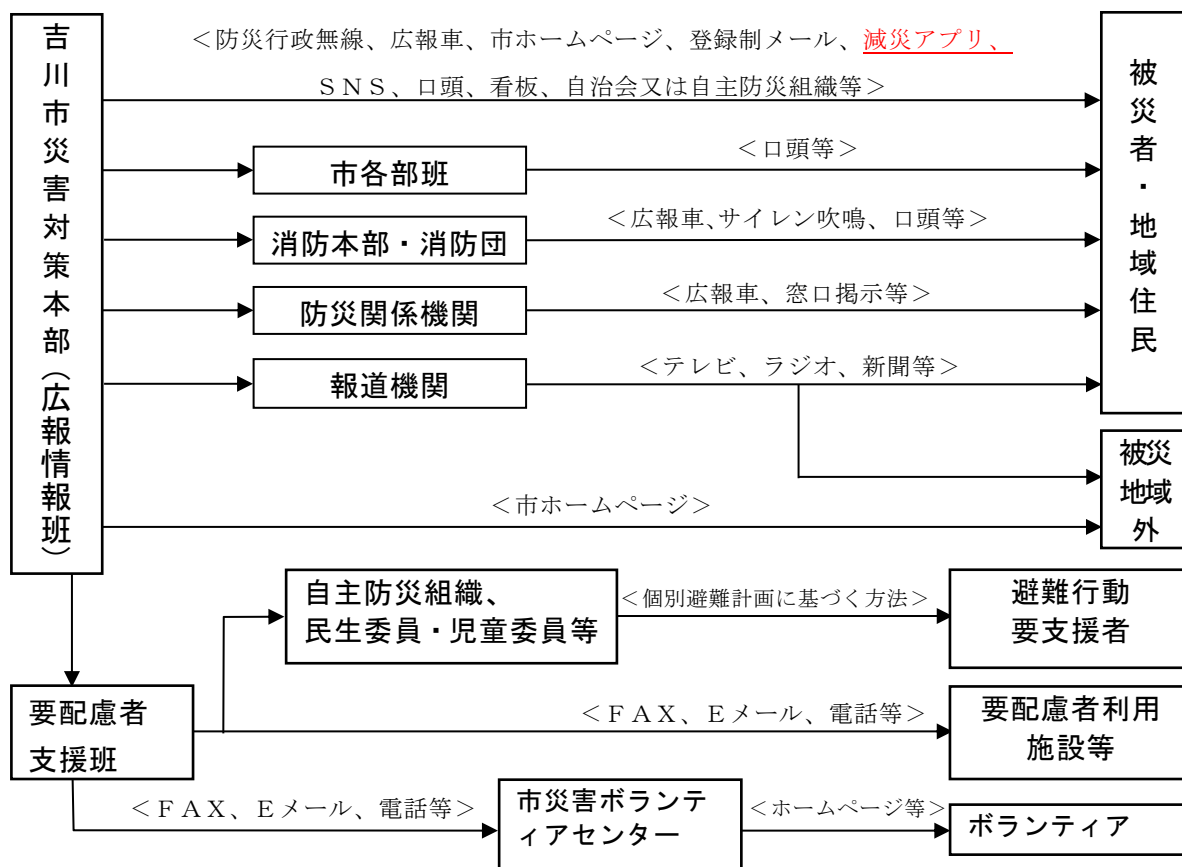
→ 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、SNS、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示（口頭）、看板、ビラ、張り紙、自治会又は自主防災組織、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

(4) 被災地域外に対して行うもの

→ 市ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞（報道機関に依頼）等

1.3 広報の方法【 広報情報班、要配慮者支援班】

広報の方法は、次の伝達経路のとおりとする。



1.4 要配慮者に対する情報伝達【 広報情報班、要配慮者支援班】

市は、避難行動要支援者を含む要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるよう、次に示す方法で情報の提供を行うものとする。

1 高齢者、障がい者に対する情報伝達

- ① FAXや携帯電話の文字メール機能等を利用した連絡体制（聴覚障がい者）
- ② 自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティアの協力

- ③ 福祉団体の協力
- ④ 手話通訳者の派遣（聴覚障がい者）
- ⑤ 相談センターに高齢者、障がい者専用の相談窓口を設置
- ⑥ 視覚障がい者に対する音声による情報の提供

2 外国人に対する情報伝達

本市及び県災害対策本部統括部・救援福祉部は、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシや情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

- ① 市ホームページ等の外国語併記
- ② 語学ボランティアの協力
- ③ 国際交流団体及び企業への協力要請
- ④ 相談センターに外国人専用の窓口を設置
- ⑤ ラジオの1局を外国人専用とする。又は、外国人専用のミニFM局の開局（県へ要請する。）

3 要配慮者利用施設に対する情報伝達

水防法第15条の規定に基づく、洪水予報、避難情報等については、「要配慮者支援班」及び「救護班」がFAX、Eメール等により、情報伝達を行うものとする。また、電話等により情報伝達の確認を行う。

『【資料】第3. 1「浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」』参照

1.5 報道機関に対する発表等【広報情報班】

市災害対策本部は、「広報情報班」を窓口とし、定期的に報道機関に対して災害に関する情報を発表するものとし、災害に関する情報を掲示により提供する。また、必要に応じ記者会見場や設備の準備を行う。なお、発表内容については、市災害対策本部会議に諮るものとし、記者発表に際しては、次の者を発表者とし、その後の報道機関への発表についてもできるだけ発表者を固定して行うものとする。

(1) 市の発表者及び発表内容

- ① 市の発表者
本部長、又は副本部長又は市民生活部長
- ② 発表内容
 - ア 災害の種別、発生日時
 - イ 災害発生場所
 - ウ 被害状況
 - エ 応急対策の状況
 - オ 市民に対する避難情報発令の状況
 - カ 市民及び被災者に対する協力及び注意事項

1.6 報道機関等に対する要請【 広報情報班 】

「広報情報班」は、被害状況等により広域的な広報等が必要なときは、県災害対策本部統括部に、次のような広報活動を要請するものとする。

また、報道機関等に対し、避難所などにおいてプライバシー等に配慮した取材活動を要請する。

- ① 広報車
- ② ヘリコプター
- ③ 活字媒体（広報誌の号外、一般新聞等）
- ④ 放送媒体（ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、臨時災害FM局）
- ⑤ インターネット、県ホームページ、九都県市ホームページ
- ⑥ 民間の電光掲示板等

1.7 来庁者・電話問い合わせ者に対する対応【 市民支援班 】

「市民支援班」は、市民からの問い合わせを一手に引き受けるとともに、市庁舎につめかけた被災者を適宜避難所等に誘導する。

<活動内容と手順>

1 電話による問い合わせ等への対応

(1) 窓口の一元化

市への市民からの問い合わせに対しては、原則として「市民支援班」が対応する。

(2) 「市民支援班」の活動体制

「市民支援班」は、問い合わせの種類（照会、被害通報、要請等）に応じた活動体制を組む。

(3) 緊急・重要情報の共有化

重要かつ緊急性の高い内容については、各班に報告する。

(4) 安否情報の対応

安否情報の確認に関しては、数多くの問い合わせがあると考えられる。

「市民支援班」は、「避難所班」や「要配慮者支援班」等からの情報を整理し、また、NTT東日本の災害用伝言ダイヤル（171）の活用や、インターネットによる吉川市のホームページからの情報確認を紹介するなどして可能な限り対応する。

2 来庁者への対応

大規模な風水害の発生後は、多数の市民が市庁舎につめかけることが予想される。

「市民支援班」は、応急対策の支障とならないように被災者を適宜避難所等に誘導するとともに、「広報情報班」を通じて庁内放送や掲示板等で情報の提供を行う。

1.8 生活情報の提供【 広報情報班 】

浸水解消後は、市民の生活支援のための各種情報を提供していく。

<活動内容と手順>

1 ニーズの把握

「広報情報班」は、以下の方法等によって広報ニーズの把握を行う。

- ① 他各班からの報告
- ② 避難所からの報告
- ③ ボランティアからの連絡
- ④ 報道機関との情報交換
- ⑤ 関係防災機関との連絡調整

2 広報内容

市が実施する被災者救援活動の内容を中心とした広報を行う。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①衣食住関連の情報 | ⑨ライフライン情報 |
| ②医療救護所開設状況 | ⑩し尿、ごみ処理情報 |
| ③避難所収容者名 | ⑪防疫情報と注意事項 |
| ④救援物資の種類、配付場所 | ⑫罹災証明書 |
| ⑤義援金の募集、支給 | ⑬交通規制箇所 |
| ⑥ボランティア | ⑭各種の相談窓口の設置場所 |
| ⑦住宅診断 | ⑮融資 |
| ⑧仮設トイレ、風呂の設置場所 | ⑯その他被災者救援に必要な事項 |

3 広報手段

- ① 新聞、テレビ、ラジオによる広報
- ② 水害ニュースの発行
避難所生活に必要な情報を盛り込んだミニ情報誌
- ③ 広報車
- ④ インターネットによる情報提供、市ホームページ
- ⑤ 情報ボランティアの協力
- ⑥ 聴覚障がい者、視覚障がい者、知的障がい者等への障がい特性に配慮した対応

第2 広聴活動

総合的な相談や情報提供の窓口等を設置し、被災者等の要望や相談等の広聴活動を行い、被災者や市民の要望等に適切に対応する。

2.1 災害相談窓口の設置【市民支援班、生活再建班】

災害相談窓口を設置し、被災者から寄せられる多様な要望や相談等を聴取し、その早期解決に努める。

1 相談窓口の設置

- (1) 市役所へ相談窓口を設置する。(一元化)
- (2) 各避難所へ相談窓口を設置又は巡回相談を実施する。
- (3) 本市及び県災害対策本部救援福祉部は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。
- (4) 他機関との共同相談窓口を設置する。

2 要望・相談等の内容

- (1) 応急対策に関する要望（土のうの設置、交通規制等）
- (2) 被害状況の情報提供（道路浸水状況、建物被害状況等）
- (3) 救援・救護に関する要望（避難支援、医療救護等）
- (4) 安否確認に関する相談

生活再建に関する相談（見舞金の交付、税の減免、中小企業者・農業者への融資、罹災証明の発行等）、尋ね人に関する相談は、次に示す項目を準用するものとする。

3 相談窓口の開設

【施策の内容】

第2編 震災対策計画

第4章 震災復旧復興計画

第1節 生活安定のための措置

第1 災害市民相談

1.1 総合相談窓口の開設

1.2 尋ね人相談

(P276) を準用する。

第4節 水防活動

本市は、江戸川と中川に挟まれた平均標高の低い低地であり、台風や大雨により、たびたび、内水氾濫が発生している。

また、本市は、利根川、江戸川、中川、荒川等の浸水想定区域に指定されており、これらの河川が氾濫した場合には、市域の大部分が浸水し、大規模な被害が生じる可能性がある。

そのため、市は、内水氾濫の浸水被害の軽減を図るとともに、大河川の外水氾濫による浸水被害を軽減するため、国、県、江戸川水防事務組合の水防管理者等との連携により、水防対策を実施する。なお、震災時における河川施設の損壊等による水防活動の内容についても、本編を準用する。

第1 水防活動体制の確立【総括班】

市は、水害が発生し、又は水害の発生のおそれがある場合、消防本部等防災関係機関と協力し、水防活動を実施するための水防体制を確立する。

<活動内容と手順>

1 活動体制

市は、『【本文】本編 本章「第1節 活動体制」(P349～382)』に定める配備体制により、市職員及び水防団員(消防団員)を中心とした水防活動を実施する。

2 協力応援

市は、必要に応じて、防災関係機関等へ水防活動の協力応援を要請する。

(1) 相互応援

市長は、河川堤防の決壊等により、市域に甚大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、関係する法令及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体、自衛隊その他防災関係機関等に対して、職員の派遣、水防用資機材・救援物資等の調達等、協力応援を速やかに要請する。

(2) 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。ただし、協議が整わない場合は、県知事がこれを調整する。

『【本文】本編 本章 第1節「第7 広域応援要請」(P377～378)』参照

3 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、次のとおりとする。

□水防信号の種類と措置

水防信号 (地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、下記に準じて水防信号を発する)					
警鐘信号	サイレン信号		発するとき	措置事項	
第1信号 ○—休止○—休止 ○—休止	5秒15秒	5秒15秒	5秒15秒	河川の水位が警戒を要する水位に達したとき。	区域内の居住者に周知するとともに、必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第2信号 ○—○—○ ○—○—○	5秒6秒	5秒6秒	5秒6秒	水防管理者から洪水等のおそれがある旨の警告があったとき。	水防団員及び消防機関に属する者を招集し、河川の警戒に当たる。
第3信号 ○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒5秒	10秒5秒	10秒5秒	堤防が決壊し、または、これに準ずべき事態が発生したとき。	必要により、当該水防管理団体の区域内に居住する者の出勤を求める。
第4信号 乱打	1分5秒	1分5秒	1分5秒	洪水等が著しく切迫し、区域内の居住者を避難させる必要があると認められたとき。	必要と認める区域内の居住者を避難のため立ち退くことを指示する。

- 備考
- 1 信号は適宜の時期継続するものとする。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号の併用を妨げない。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2 水防活動の実施【全職員、消防本部、水防団（消防団）】

本市においては、国、県の河川管理者から複数の河川に関する浸水想定区域が指定されており、複数の河川からの洪水予報や水防警報、水位情報周知等の情報に基づき水防活動を講じる必要があることから、これら国、県、江戸川水防事務組合の河川管理者、水防管理者及び吉川松伏消防組合、水防団（消防団）、警察署等と緊密に連携を取りながら水防活動を実施する。

<活動内容と手順>

1 監視及び警戒活動

市及び消防本部、消防署、水防団（消防団）は、水害が発生し、又は水害の発生のおそれがある場合は、被害箇所、浸水履歴のある箇所等を中心とした市内巡視を行う。

また、河川の重要水防箇所、排水機場等を中心とした河川巡視を行うとともに、水位等を監視する。

『【資料】第3. 2「本市に係る河川の重要水防箇所」』参照

2 気象情報、河川情報、水防情報等の収集伝達

『【本文】本編 本章「第2節 情報の収集伝達」(P383~415)』を準用する。

3 水防作業の実施

市は、監視及び警戒により水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防作業を実施する。

(1) 排水施設・水門等の操作による水防作業

河川及び水路の管理者は、排水施設の稼働操作、水門の開閉操作等を行う体制を整備し、随時、内水排除を行なう。

また、市は、状況に応じて、国、県、旭土地改良区等へ排水施設の稼働操作、水門等の開閉操作等の実施を要請する。

(2) 積み土のう工法等による水防作業

市は、住宅等への浸水及び道路浸水等の被害を軽減するため、積み土のう工法、排水ポンプ設置による排水作業等を実施する。

4 水防作業上の措置

(1) 交通対策

道路管理者は、水防のため必要がある場合、吉川警察署との連携のもとに交通対策を行う。

(2) 警戒区域の設定

市長及び消防長は、水防のため必要がある場合、警戒区域を設定し、一般住民の立ち入りを禁止、又は制限し、若しくはその区域からの退去を命ずることができる。

(3) 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要がある場合、吉川警察署長に対して、警察官の出動

を求める。

(4) 身分証明書の所持

調査及び指導のために現場に赴く職員は、身分証明書を所持しなければならない。

『【様式】様式第13号「水防法に規定する身分証明書」』参照

5 避難

市長は、堤防の決壊等、甚大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、『本編本章「第5節 避難対策」(P434~447)』の定めるところにより、必要と認める地域住民に対して避難指示等を発令し、避難の誘導・救護を行う。

6 応援要請

大規模水害発生時において、市の防災機関のみでは対処しえないと判断した場合は、速やかに江戸川水防事務組合、江戸川河川事務所、県、自衛隊、水防協力団体、他市町村等への応援・協力の要請を実施する。

なお、広域応援要請については、『【本文】本編本章第1節「第7 広域応援要請」(P377~378)』を準用する。

7 費用負担と公用負担

(1) 費用負担（水防法第41条）

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体で協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請することができる。

(2) 利益を受ける市町村の費用負担（水防法第42条）

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

(3) 公用負担（水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物その他の障害物の処分

第3 警戒区域の設定【**土木施設班**、消防本部、消防団】

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

<活動内容と手順>

1 設定権者

災害対策基本法等による警戒区域の設定権者は、次のとおりである。

○避難情報を発令する場合の目安

実施責任者	避難情報の内容
市長	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき。 (災害対策基本法第63条第1項)
警察官	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合で、かつ市長又は委任を受けた吏員が現場にいないとき。 (災害対策基本法第63条第2項) ○市長又は委任を受けた吏員から要求があったとき。 (災害対策基本法第63条第2項)
自衛官	○市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認める場合で、かつ市長又は委任を受けた吏員がその場にいないとき。 (災害対策基本法第63条第3項)
消防吏員又は 消防団員	○ガス等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに、火災警戒区域を設定するとき。 ○火災の現場において、消防警戒区域を設定するとき。 (消防法第23条の2、第28条)

2 警戒区域を設定した場合の伝達・報告方法

市は、警戒区域を設定したときは、県に報告するとともに、消防本部、警察その他防災関係機関へ通知するものとする。

市民へは、『【本文】本編 本章 第3節「1.3 広報の方法」(P419)』を準じて、市民等へ周知する。

第4 交通対策【土木施設班（道路管理者）】

道路管理者は、応急対策活動や避難路の確保等のため、吉川警察署との連携のもとに適切な処置をとるものとする。

【施策の内容】

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策活動計画

第2節 発災直後に実施する活動

第8 交通対策（P142）を準用する。

第5 決壊時の処置【 総括班、**土木施設班**、消防本部、 水防団（消防団）、江戸川水防事務組合、 江戸川河川事務所、越谷県土整備事務所 】

本市は、堤防決壊時の処置として、以下の活動を行なう。

<活動内容と手順>

1 堤防決壊時の処置

(1) 通報

市長は、江戸川又は中川の堤防等が破堤し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防法第25条の規定により直ちにその旨を国土交通省江戸川河川事務所長、埼玉県越谷県土整備事務所長、江戸川水防事務組合本部長、及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理団体又は市町村長に通報する。

また、通報を受けた埼玉県越谷県土整備事務所長は、これを県知事、関係各警察署、その他必要な箇所に連絡する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が破堤又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長は吉川警察署長に対して警察官の出動を要請する。

(3) 居住者等の水防義務

市長は、水防のため、必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

□決壊時の通報先（水防管理団体・河川管理者）

河川名	関係機関名	電話番号
江戸川	江戸川河川事務所	04-7125-7332
	運河出張所	04-7152-0102
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224
	江戸川水防事務組合(三郷市)	048-952-1294
中川(国管理区域)	江戸川河川事務所	04-7125-7332
	中川出張所	048-962-2634
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224
	江戸川水防事務組合(三郷市)	048-952-1294
中川(県管理区域)	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224
新方川	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224

2 避難のための立ち退き

(1) 立ち退き

市長は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、当該区域の居住者に、水防法第29条による立ち退き又はその準備を指示する。

(2) 立退予定地等の地域住民への周知

市長は、立退予定地、経路又は可能な処置を設定し、あらかじめ立退予定地等の地域住民へ周知徹底しておくものとする。

(3) 立ち退きの通知

市長は、立ち退きを指示した場合、直ちに県知事及び吉川警察署長に通知する。

3 応援要請

堤防決壊時において、市の防災機関のみでは対処しえないと判断した場合は、速やかに江戸川水防事務組合、江戸川河川事務所、県、自衛隊、水防協力団体等への応援・協力の要請を実施する。

なお、広域応援要請については、『【本文】本編 本章 第1節「第7 広域応援要請」(P377~378)』を準用する。

4 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防解除を命ずるとともに、これを一般に周知させ、県知事に対してその旨を報告するものとする。

5 費用負担と公用負担

(1) 費用負担（水防法第41条）

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体で協議して定める。

(2) 利益を受ける市町村の費用負担（水防法第42条）

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

(3) 公用負担（水防法第28条）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物その他の障害物の処分

第6 水防報告【総括班、広報情報班】

市長は、水防警報の「出動」が発令されてから解除までの間、水防活動の状況を埼玉県水防計画及び江戸川水防事務組合水防計画の定めるところにより報告を行なう。

□水防活動の報告の種類

項目	内容
開始報告	水防活動を開始したときに「様式第14号」により報告する。
定時報告	水防警報の「出動」が発令されてから1時間ごとに「様式15号」により報告する。
異常報告	亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は、逐次、情報収集し、「様式第16号」により報告する。
破堤等重大災害状況報告	破堤等、重大な状況が生じた場合は、速やかに情報収集し、又は情報が入り次第、「様式第17号」により報告する。
水防解除報告	水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、市域内の水防活動の必要がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを市民等に周知するとともに、関係機関に通知する。
てん末報告	水防活動が終了したときは、「様式第14号」により、埼玉県越谷県土整備事務所を経由して、県水防本部に報告する。

『【様式】様式第14号「水防活動の報告様式（水防活動実施報告書）」』参照

『【様式】様式第15号「水防活動の報告様式（活動内容報告）」』参照

□水防活動の報告先

河川名	関係機関名	電話番号
江戸川	江戸川河川事務所	04-7125-7332
	運河出張所	04-7152-0102
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224
	江戸川水防事務組合(三郷市)	048-952-1294
中川(国管理区域)	江戸川河川事務所	04-7125-7332
	中川出張所	048-962-2634
	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224
	江戸川水防事務組合(三郷市)	048-952-1294
中川(県管理区域)	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224
新方川	埼玉県越谷県土整備事務所	048-964-5224

第7 二次災害防止活動【住宅対策班、消防本部、関係機関】

消防本部をはじめ各機関は、危険物漏洩等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、市民の安全を図る。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第7 二次災害防止活動（[P213~216](#)）を準用する。

第5節 避難対策

本市においては、河川からの越水や堤防等の河川施設の被害による外水氾濫が発生した場合、市域の多くが浸水し、多数の被災者が生じることが予想される。

そのため、市は、外水氾濫による洪水に対しては、原則として浸水が始まる前の段階で避難が完了できるよう雨量や河川水位等による客観的な判断基準に基づく避難情報の発令を的確に行うものとする。

また、市は、水路や下水道の雨水排水能力が不足した場合に発生する内水氾濫が発生した場合についても、パトロールや市民からの通報に基づき早期に浸水箇所を把握し、的確な避難情報の発令及び安全な避難誘導に努めるものとする。

さらに、避難者の避難生活が円滑に行われるように努めるとともに、避難生活を適切に支援する。

第1 避難行動（安全確保行動）の考え方【総括班】

本市の避難情報の発令の判断基準等を定めるにあたり、避難行動の基本的な考え方を次に示す。

(1) 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動を取るにあたっては、次に掲げる事項をできる限り明確にする必要がある。

- ① 災害種別毎に脅威がある場所を特定すること
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を取れば良いかを明確にすること
- ③ どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にすること

(2) 避難行動の基本

① 立退き避難

ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域や、区域に指定されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地）（以下「災害リスクのある区域等」という。）の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、災害対策基本法第60条第1項に規定される避難行動の基本である。なお、「立退き避難」は、自らが居る建物から離れ避難するという意味で「水平避難」と呼称される場合もあれば、浸水から身を守るため上の方に避難するという意味で「垂直避難」と呼称される場合もある。

□立退き避難が必要な水害の主な事象

- ・ 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合
- ・ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上

の建物でさらに浸水の深さがこれを上回ることにより、屋内の安全確保では、身体に危険が及ぶ可能性のある場合

- ・浸水により、地下、半地下に氾濫した水が流入する場合
- ・ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

□立退き避難の対象とならないと考えられる水害の主な事象

- ・短時間で局地的な大雨の場合、下水道や側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性がほとんどない。
- ・中小河川の氾濫で浸水の深さが浅い地域の場合、屋内の安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない。
- ・浸水の深さが浅い内水の場合、屋内の安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない。

②屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとり得る行動である。

ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

- ①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域※1に存していないこと
- ②自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障※2を許容できること

※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ
電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

③緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況※に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。例えば、移動した上階まで浸水することがありえ、また、近隣に相対的に安全な建物があるとは限らない。また、災害が発生・切迫している状況下で市から警戒レベル5緊急安全確保が発令されるとは限らない。さらに、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動を示しつつも、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。

このため、市は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

※「避難を安全にできない可能性がある状況」の例は以下のとおり

(災害発生後)

- ・河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況

(災害発生直前)

- ・立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水や道路の路肩決壊等により被災するおそれがある
- ・大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれがある
- ・立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所に車で侵入し、立ち往生するおそれがある

第2 避難情報の発令【 総括班、広報情報班、避難所班、 土木施設班、消防本部、消防団 】

風水害は、大雨や台風等により生じるため、気象予報や洪水予報等の警報等が出るなど、避難すべき事態に至る前にある程度の時間的余裕があり、直前の準備が可能である。

その点に留意しながら、人命又は身体の保護のため、迅速かつ効果的に避難情報の発令を実施する。

□避難情報の種類

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(1) 要避難地域の把握

発災直前は、本市が浸水想定区域に含まれる河川の洪水予報、水防警報、水位情報周知等の情報収集に努め、速やかに高齢者等避難又は避難指示が発令できるよう避難対策の準備を行う。また、災害が発生するおそれがある場合は、要避難地域の把握に努め、高齢者等避難又は避難指示を発令し、安全な避難誘導等を行う。

発災後は浸水箇所や浸水に伴う危険箇所等の把握に努め、安全な避難誘導等を行う。

□外水氾濫発災前の要避難地域の把握

河川名	必要情報	要避難地域の検討方法
利根川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間	利根川の氾濫水が市域に到達するには、相当の時間(11時間程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
荒川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間	荒川の氾濫水が市域に到達するには相当の時間(2日程度)が予想されるため、氾濫の規模や雨量、水位を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、市域の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
江戸川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間 ④家屋倒壊等氾濫想定区域 ⑤水防警報	江戸川の破堤・越水による氾濫水は瞬時に(2時間程度)市域のほぼ全域が浸水することが予想されるため、洪水注意報(氾濫注情報)が発表された段階で市全域を要避難地域として設定する検討を行う。同時に、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、安全な避難先の検討を行う。
中川	①洪水予報 ②浸水想定区域 ③浸水継続時間 ④家屋倒壊等氾濫想定区域 ⑤水防警報 ⑥水位情報周知	中川の氾濫では中川沿いの地域で早期に浸水が想定される。また、中川沿いを始めとして浸水深が1mを超える地域がある。このため、中川の水位や洪水予報等の情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
綾瀬川	①洪水予報 ②浸水想定区域	綾瀬川・元荒川の氾濫では、市域の浸水の可能性は低い。綾瀬川・元荒川の洪水予報又は水位情報周知等の情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、状況に応じて、要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
元荒川	①水位情報周知 ②浸水想定区域	
新方川	①水位情報周知 ②浸水想定区域 ③水防警報	新方川・大落古利根川の氾濫では、中川西側の須賀・榎戸地区が浸水することが予想される。このため、新方川・大落古利根川の水位情報周知等の情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、須賀・榎戸地区の要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。
大落古利根川	①水位情報周知 ②浸水想定区域	

□外水氾濫発災後の要避難地域の把握

必要情報	要避難地域の検討方法
①洪水予報・水防警報・水位情報周知 ②浸水発生区域及び浸水深 ③想定される浸水発生区域・浸水深 ④浸水に伴う危険箇所(アンダーパス、橋梁、浸水道路等)	左記の必要情報を把握し、近隣市町や県等にも情報収集や協議を実施した上で、要避難地域を設定し、安全な避難先の検討を行う。

(2) 避難情報の発令

市は、風水害から人命、身体を保護し、又は災害の拡大防止のため特に必要がある場合は、地域住民に対して避難情報の発令を行う。

<活動内容と手順>

1 避難情報の発令

本部長は、災害が発生するおそれがある状況、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、避難に時間を要する高齢者等に対して「高齢者等避難」の発令を行う。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することを期待して発令するものである。

また、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して「避難指示」の発令を行う。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することを期待して発令するものである。

(1) 避難情報の発令の判断基準

① 避難情報発令のための客観的な判断基準の整備

市は、あらかじめ避難情報の発令のための判断基準について、雨量や水位、国、県等関係機関の発表する注意報・警報、洪水予報等に基づき、可能な限り客観的な判断基準を整備するものとする。

② 客観的な判断基準が設定できる風水害

本市に係る浸水想定区域の指定状況から、本市において想定される風水害のうち、洪水予報等の現状を踏まえ、客観的な避難情報の判断基準が設定できる風水害は以下のものである。

□客観的な避難判断の基準設定の可否

河川名	関係する浸水想定区域図	基準設定の可否	理由
江戸川	・利根川水系江戸川浸水想定区域図	設定可	江戸川の洪水予報が利用可能
中川	・利根川水系中川・綾瀬川浸水想定区域図（国作成） ・中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川浸水想定区域図（県作成）	設定可	中川の洪水予報や水位周知情報が利用可能
新方川・大落古利根川	・中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川浸水想定区域図（県作成）	設定可	新方川・大落古利根川の水位周知情報が利用可能
利根川	・利根川水系利根川・広瀬川・早川・小山川浸水想定区域図	設定不可	氾濫の規模、位置等により、氾濫水の到達状況や浸水状況等が異なるため、洪水予報の情報のみでは判断が困難
荒川	・荒川水系荒川浸水想定区域図	設定不可	
綾瀬川・元荒川	・中川・綾瀬川・元荒川及び大落古利根川・新方川浸水想定区域図（県作成）	設定不可	
内水氾濫	—	設定不可	

- ③ 本市における避難情報の判断基準
本市における避難情報の判断基準は、次のとおりとする。

□避難判断基準

区分	江戸川・中川・新方川・大落古利根川の 外水氾濫・特別警報の発表						利根川・荒川等の 外水氾濫、内水氾濫等					
高 齢 者 等 避 難 (避難行動 要支援者 等に対す る避難情 報)	○氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇（氾濫危険水位の到達）が予測されるとき											
	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないとき											
	目安となる水位（避難判断水位）											
	江戸川 (西関宿)		江戸川 (野田)		中川 (吉川)							
	7.90		8.40		3.70							
避 難 指 示	○氾濫危険情報又は水位情報周知が発表され、さらに水位の上昇が予測されるとき											
	○破堤につながるような堤防の亀裂、漏水等を発見したとき											
	○大雨特別警報が発表されたとき。											
	目安となる水位											
	洪水予報河川 (氾濫危険水位)			水位周知河川 (洪水特別警戒水位)								
	江戸川 (西関宿)	江戸川 (野田)	中川 (吉川)	中川 (牛島)	新方川 (増林)	大落古 利根川 (杉戸)						
	8.70	9.00	4.10	6.25	4.02	7.91						
緊 急 安 全 確 保	○氾濫発生情報が発表されたとき											
	○破堤につながる大規模な堤防の亀裂、漏水等を発見したとき											
	○破堤、越水を発見したとき											
	○内水氾濫により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。											
	○利根川・荒川・綾瀬川・元荒川の氾濫により、市域へ氾濫水の到達が予想されるとき。											
	○江戸川・中川・新方川・大落古利根川・利根川・荒川・綾瀬川・元荒川以外の河川において、破堤、越水等、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。											
	○県本部長・河川管理者から避難情報発令の要請があったとき。											
	○气象台等から災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。											
	○危険物の漏出・流出等により、市民に危険が及ぶおそれがあるとき。											
	※上記の状況により、避難情報を発令する。											

注) 上記の判断基準にかかわらず、災害の状況や要避難地域の状況等により本部長が必要と認めた場合、本部長は適宜、避難情報を発令することができる。

注) 上記の判断基準は、可能な限り避難情報の発令の客観的な判断基準を整備する観点から示したものであり、必要に応じて見直すものとする。

注) 上記の表中の各河川の「目安となる水位」は、変更されることがあるので、注意すること。

(2) 避難情報の発令権者及び内容

機関の名称	勧告・指示・警告・命令を行う要件等	根拠法令
本部長(市長)	<p>①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p> <p>②災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p>災害対策基本法第60条第1項、災害対策基本法第60条第3項</p>
警察官	<p>①市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があつたときは、警察官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保を指示することができる。</p> <p>②人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合においては、特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。</p>	<p>災害対策基本法第61条</p> <p>警察官職務執行法第4条</p>
自衛官	<p>①災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法第4条の職務を執行できる。</p>	<p>自衛隊法第94条</p>
知事、その命を受けた職員、水防管理者	<p>①洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。</p> <p>②地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。</p>	<p>水防法第29条 地すべり等防止法第25条</p>

消防長又は 消防署長	①ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第23条の2
---------------	--	---------------

2 避難情報の伝達内容及び報告並びに市民への伝達方法

(1) 伝達内容

避難情報の伝達の際は、次の内容を明示して行う。

- ① 発令日時
- ② 発令者
- ③ 避難対象地域及び対象者
- ④ 避難の理由
- ⑤ 危険の度合い
- ⑥ 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
- ⑦ 避難場所及び避難経路
- ⑧ 市民のとるべき行動、避難時の留意事項
- ⑨ 担当者、連絡先

(2) 報告

市は、避難情報を発令したときは直ちに県に報告するとともに、放送事業者に情報提供を行う。また、消防本部、警察その他防災関係機関へ通知するものとする。

なお、県及び放送事業者へは、Eメールを併用して、FAXで情報伝達を行うものとする。ただし、FAXで伝達できない場合は、Eメールで情報伝達したことを電話で伝えるものとする。

(3) 市民への周知

本市は、避難情報の発令を行った場合、又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、速やかにその内容を市民に対して周知する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。また、市域を越えての避難誘導を行う場合には、必要に応じて隣接市町や被災地外へも併せて連絡し、周知を行う。

なお、周知方法は、『本編 本章「第3節 広報広聴活動」(P416~423)』に準じて行うものとする。

『【資料】2. 15「広報文例」』参照

3 避難情報の解除

避難情報の解除は、原則として、すべての気象警報、水防警報が解除された後で、かつ当該住民の身边から災害による直接の危険がないと認められるときとする。

4 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、応急措置の一つとして、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。『【本文】本編 本章 第4節「第3 警戒区域の設定」(P428)』参照

第3 避難誘導及び移送【避難所班、要配慮者支援班、消防本部、 消防団、自主防災組織】

「避難所班」、消防職員、消防団員、自主防災組織等は協力して、避難場所又は避難所へ住民を避難誘導及び移送する。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察等に協力を要請する。

また、「要配慮者支援班」は、避難支援者や民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等と連携し、避難行動要支援者の安否確認や避難支援に必要な措置をとる。

<活動内容と手順>

1 避難の誘導者

避難の誘導は、市職員、消防団員、自主防災組織が実施するものとし、状況に応じ、地区ごとに責任者及び誘導員を定めておくものとする。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察官、消防職員、自衛官等に協力を要請する。

また、避難行動要支援者に対しては、個別避難計画に基づき、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の協力を得て、避難の誘導を行う。

2 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位による。

- ① 避難行動要支援者
- ② 要配慮者（避難行動要支援者以外の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者など）
- ③ その他の住民

3 誘導方法及び移送方法

避難場所又は避難所への誘導方法及び移送方法は、次のとおりである。

- ① 避難経路の指示（できる限り安全な経路を選定すること。）
- ② 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- ③ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- ④ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- ⑤ 出発及び到着の際の人員点検
- ⑥ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両移送
(状況により県へ応援要請を行う。)

4 交通対策

道路管理者は、避難路の確保等のため、交通対策を実施するものとする。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察に協力を要請する。

『【本文】本編 本章 第4節「第4 交通対策」(P429)』参照

5 避難行動要支援者に対する安否確認及び避難誘導

要配慮者支援班は、避難行動要支援者の避難について、あらかじめ作成した「避難行動要支援者名簿」、「個別避難計画」等に基づき、避難支援者や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等と連携し、避難行動要支援者の避難支援（避難行動要支援者宅への個別訪問や緊急連絡等による所在把握、介助者による避難誘導等）に万全を期するものとする。

ただし、避難支援にあたっては、介助人の欠如、補装具の破損、避難所への案内の不備（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、避難所への移動に支障をきたすことも予測される。そのため、要配慮者支援班は、避難支援者や自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等と連携し、避難行動要支援者の安否確認及び誘導に努めなければならない。また、ケースワーカー等の福祉関係者は、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を最優先として初動活動を実施するものとする。

なお、風水害時の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導については、あらかじめ定められた個別避難計画に基づき行うものとするが、

- ① 介助人の不足
- ② 補装具・日常生活用具の破損
- ③ 避難所案内の不備（特に知的・視覚障がい者、外国人）
- ④ 道路の損壊（車イス利用者）

等によって、避難行動要支援者の避難に支障を来すことが予想される。

「要配慮者支援班」、避難支援者、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等は、避難誘導時に地域住民に協力を強く呼び掛けながら安否確認、避難誘導を行うものとする。被害の規模等により対応が困難な場合においては、必要により、警察に協力を要請する。

『【本文】第2編 第3章 第4節「第13 要配慮者への配慮」(P236～241)』参照

6 社会福祉施設等の要配慮者の避難等

施設・設備の損壊、ライフライン等の途絶等により、社会福祉施設の機能が麻痺している場合に、「要配慮者支援班」は、食料・飲料水の確保、近隣施設及び県災害対策本部への人員派遣の要請、入所者の移送等必要な援助を行うものとする。

(1) 入所者の相互受入れ

「要配慮者支援班」は、県災害対策本部救援福祉部に対し、県下の社会福祉施設の受入れの調整を要請するとともに、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関と協力し、移送を行う。

(2) 在宅援護者の受入れ

「要配慮者支援班」は、在宅又は避難所等で介護等を要する被災者を発見した場合は、県災害対策本部救援福祉部へ報告し、避難所等から社会福祉施設等へ社会福祉協議会等の関係機関と協力し、移送を行う。

(3) 社会福祉施設及び医療機関における避難誘導

社会福祉施設や医療機関等に入所（入院）している患者等の多くは、起居動作の不可能又は困難な傷病者や高齢者等である。

したがって、風水害による被害が発生した場合は、特に迅速かつ的確に施設の被災状況を把握し、患者等に対しては、極度の恐怖感、不安感をなくすよう配慮して接する。

また、緊急に避難が実施できるように輸送車両及び搬送用タンカ、その他必要資機材を確保し、医師、看護師等の職員を適切に配置する。

7 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策

学校、社会福祉施設、病院等においては、あらかじめ作成した避難計画などに基づき、児童・生徒、施設入所者、入院患者等の避難に万全を期するものとする。

第4 避難所の開設等【総括班、避難所班、学校教育班】

風水害時の避難においては、浸水が発生する前の段階で市民の避難が完了していることが重要である。そのため、市は、避難情報の発令を行った場合、又は市民が自発的に避難を開始した場合には、本部長は速やかに避難所の開設担当者に開設の準備を指示する。なお、自主避難のための指定一般避難所の開設の協議については、必要な本部員が参集、協議を行うものとし、協議の結果については、市長の承認のもと、自主避難のための指定一般避難所の開設を発令する。

「避難所班」及び「学校教育班」は、地域住民や自治会及び自主防災組織等と協力し、速やかに所定の避難所等へ市民を誘導する。

また、開設及び誘導を行った後は、「総括班」と連絡調整を図りながら、施設の運営体制の確立に努めるとともに、「救護班」と協力して医療救護所等の設置準備を行うものとする。

なお、避難所及び救護活動拠点が浸水等の理由で使用不能な場合は、その旨を「広報情報班」に連絡するとともに、代替場所の確保に努めるものとする。

【活動内容と手順】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第3節 混乱期から実施する活動

第4 避難対策

4.5 避難所等の開設

4.6 避難所の運営

4.7 広域一時滞在

4.8 普通生活への復帰・避難所の縮小

(P161~170) を準用する。

【活動内容と手順】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第13 要配慮者への配慮 (P236~241) を準用する。

第6節 救助・救出・医療救護活動

大規模な水害の発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護等を必要とする多数の要救助者、傷病者の発生が予想される。

そのため、消防本部は、消防団を含めて、その全機能を挙げて救急救助の活動体制を確立し、医療機関、防災関係機関との密接な連携により、市民の生命、身体を守るため、迅速に救急救助・医療救護活動を実施する。

第1 救出救助活動【消防本部、消防団、救護班】

浸水発生後、浸水区域の被災者に対し、救出救助活動を実施することは、応急対策活動の中で優先されるべき活動である。

したがって、消防、警察その他の防災関係機関が連携して、迅速かつ効果的な救出救助活動を推進していくものとする。

<活動内容と手順>

1 情報収集及び伝達

(1) 被災情報の把握

迅速な救急救助活動を実施するために、あらゆる交通手段を利用し、被害状況の早急かつ的確な把握に努める。

- ① 救急救助事案の発生状況（行方不明者、負傷者、要救助者等）
- ② 病院等医療施設の被害状況
- ③ 市内全域の浸水状況（要救出現場等）
- ④ 道路・橋梁・河川等の被害状況（浸水箇所、損壊、交通規制等）
- ⑤ 建物の被害状況（浸水、全壊、流失等）

(2) 情報の伝達

消防本部は、災害の状況を本部長に報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう対処する。

2 活動体制の確立

(1) 消防本部・消防団の活動体制

- ① 市内の浸水被害状況、また、119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合的に勘案し、消防職員及び消防団員で活動体制を整える。
- ② 災害のため救出を要する場合には、本部長の指示により、消防本部は、消防本部・署に救出隊を設置し、これをもって救急救助活動を行う。
- ③ 救急救助に必要な現場への出動は、救命効率を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。また、救助活動を必要としない現場への出動は救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

(2) 警察との連携

消防本部又は消防団は、吉川警察署と連携して浸水区域からの避難誘導、浸水家屋

等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救出・救助に努める。

(3) 自衛隊派遣要請

緊急に救出を要する住民が多数であり、消防において救出困難と認められるときは、自衛隊の派遣要請を「総括班」に依頼する。

『【本文】本編 本章 第1節「第7 広域応援要請」(P377~378)』参照

(4) 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察）の受け入れ

(5) その他機関等からの人員の投入

被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。

「土木施設班」は、企業、各種団体等に人員の提供を依頼する。

「広報情報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼びかけを行う。

(6) 医療機関との連絡協調

救出業務を実施するに当たり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、(一社)吉川松伏医師会を通じて各消防署に随時連携を図り、協力体制の確立を期するものとする。

『【本文】第2編 第2章 第2節 第5「5.1 医療体制の整備」(P86~89)』参照

3 救助及び救急活動

(1) 活動方針

救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救急活動を優先して実施する。

(2) 事前措置

消防長は、救助・救急業務の推進に当たり、管内の各医療機関及び警察等関係機関との密接な連携により、災害発生時の迅速的な医療救護活動の方策を講ずるとともに、その徹底に努める。

(3) 活動要領

① 基本方針

ア 重傷者優先の原則

救助及び救急活動は、救命の措置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる。

イ 救助・救急の効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先する。

② 活動内容

災害事故現場における救出、救急活動は、次のとおりとする。

ア 傷病者の救出作業

イ 傷病者の応急処置

ウ 傷病者の担架搬送及び救急搬送

エ 救急医療品、資器材及び医療班（医師、看護師）等の救急搬送

- オ 仮設救護所より常設医療機関への救急搬送
- カ 重傷病者等の救急搬送

(4) 実施要領

① 救助・救急事象の把握

救助事象は警戒派遣署隊、参集職員、消防団員、自主防災組織、通行人、警察官等のあらゆる情報媒体を活用して、把握に努める。

② 救出

自力で避難できない者や浸水区域に取り残され救助を要する者を把握し、ボートや各種救助用資器材及び人員を活用して、危険を排除し、生命及び身体の安全を確保する。

③ 応急処置

被災傷病者に対する止血、被服処置、気道確保、人工呼吸及び応急処置等を実施し、症状の悪化防止を図る。

④ 現場仮救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場には、現場仮救護所を設置して救護活動を行う。現場仮救護所の要員は、初期においては先着救急隊を中心に充て、その災害状況に応じて順次後着救急隊の隊員をもって増強するとともに、直近の医師又は地域防災計画に基づき編成される医療救護班の派遣を求める。

⑤ 担架搬送及び救急搬送

救出された傷病者及び救護処置を施した傷病者を担架隊により医療救護所等への救急搬送を行う。また、傷病者の救急搬送に当たっては、軽症者等の割り込みにより救急車が占有されることのないよう、毅然とした態度で活動する。なお、このようなおそれがある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

⑥ 医療班及び医療品資材等の緊急輸送

被災傷病者収容施設において、医師、看護師等の不足が生じたとき及び手術上必要な医薬品資器材、血液、血清等の緊急配備要請による輸送を行う。

⑦ 消防団員、自主防災組織、市民への協力要請

救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示し、現場付近の仮救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。

4 要救出現場に対する救出用資機材の投入

「産業物資班」は、被害発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要望に対応できる体制にしておくこと。

『【資料】第2. 13「応急対策活動の応援協力事業所」』参照

5 連絡調整・地域分断・役割分担

① 消防、警察及び自衛隊は互いに調整し、救出救助活動の役割分担を決定する。

② 各救出救助従事機関は、不足人員や資機材を融通しあうとともに、市災害対策本部に提供要請を行う。

- ③ 各救出救助従事機関は、自らの活動地域内において、消防団、住民、企業等の協力を積極的に求めていくこと。
- ④ 各救出救助従事機関は、その管轄区域の救出救助方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、消防本部に対し必要な救出隊の派遣を要請する。
- ⑤ 救出救助活動の重複を避けるため、検索済みのところはわかるように印をつけておく。
- ⑥ 必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関の設置を検討する。

6 他消防機関に対する応援の要請

本部長又は消防長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、隣接市町及び県及びその他関係機関に対し応援を要請する。

県下における消防機関の応援要請手順及び緊急消防援助隊に係る応援要請手順は次のとおりである。

□応援要請の手続き等

消防相互応援協定による応援要請	被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事による応援出動の指示等	被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は、県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。 被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。
緊急かつ広域的な応援要請	知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めた時は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊運用要綱及び「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊を要請するものとする。

7 その他注意事項

- ① 救出した負傷者は、直ちに救急車でその症状に応じた救急病院等へ搬送する。
負傷者多数の場合は、その状況を市災害対策本部に通報し、さらに救急車の出動を要請するものとする。
『【本文】本編 本章 第7節「第1 緊急輸送体制の確立」(P454)』参照
- ② 救出のために出動を命ぜられた隊は、その主要な目的の活動が完了した場合は、別災害地への出動体制を速やかにとるものとする。

第2 医療救護【救護班】

災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しく不足若しくは混乱により、市民が医療の途を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施する。

1 医療機関における要配慮者対策

災害時は、要配慮者にとっては、肉体的にも、精神的にもかなり厳しい生活を強いられることになる。

「救護班」は、(一社)吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、吉川薬剤師会、草加保健所等と協力して、避難所や在宅避難者宅、仮設住宅等を巡回訪問し、要配慮者の健康の把握に努め、必要に応じた治療又は病院への移送を実施する。

(1) 医療、助産活動が可能な医療機関の役割

- ① 重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受入体制を整備する。
- ② 救護班を編成する。
- ③ 救護活動用医療セット及び資機材を準備する。
- ④ 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者を市災害対策本部又は草加保健所へ供給要請する。
- ⑤ 市災害対策本部、草加保健所からの派遣要請又は自らの判断で救護活動を行う。

(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺又は低下している医療機関の役割

- ① 簡易な修繕等により原状復旧が可能な医療機関の場合
 - ア 重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復旧するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送先については、消防本部、草加保健所等へ協力を要請する。
 - イ 原状復旧に必要な修繕、不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者等を医療救護班又は草加保健所等へ供給要請する。
 - ウ 原状復旧後は、医療救護班及び草加保健所に報告するとともに、上記の救護活動を行う。
- ② 修繕不可能な医療機関の場合（当分の間、診療機能の回復の目処がたたない病院等）

入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送先については、消防本部又は草加保健所等へ協力を要請する。

その他の事項については、次に示す項目を準用する。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第2 医療救護 (P202~204) を準用する。

第3 行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋火葬

【要配慮者支援班、救護班、(一社)吉川松伏医師会、
吉川歯科医師会、市民課】

災害による行方不明者、死亡したと推定される者の捜索、収容処理、埋葬(火葬)を実施する。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第9 行方不明者の捜索、遺体の収容処理、埋火葬 (P221~224) を準用する。

第7節 輸送活動

第1 緊急輸送体制の確立【 広報情報班、土木施設班、産業物資班 】

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資の緊急輸送体制を速やかに確立する。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第1 緊急輸送体制の確立（P197～201）を準用する。

第8節 生活支援

第1 緊急給水体制の確立【[水道施設・給水班](#)】

災害のため飲料水が枯渇又は汚染して現に飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給するとともに、給水施設の早期復旧を図る。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第3 緊急給水体制の確立（[P205～206](#)）を準用する。

第2 緊急食料供給体制の確立【[産業物資班、避難所班、教育施設班、給食班](#)】

災害によって、日常の食事に支障を生じた者及び応急対策活動に従事する者に対し、炊き出しその他によって食料を確保する。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第4 緊急食料供給体制の確立（[P207～209](#)）を準用する。

第3 緊急生活必需品供給体制の確立【[産業物資班、広報情報班](#)】

災害によって、生活上必要な被服や寝具その他日常用品等をそう失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、給付又は貸与する。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第5 緊急生活必需品供給体制の確立（[P210～211](#)）を準用する。

第4 住宅対策【住宅対策班】

災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅及び一時入居施設の提供又は応急修理を実施する。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第5節 応急対策期から実施する活動

第5 住宅対策（[P253～257](#)）を準用する。

第5 義援金品の受付・配分【生活再建班、広報情報班、出納班、総括班】

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受け取り及びこれらの配分等を適切に実施する。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第5節 応急対策期から実施する活動

第8 義援金品の受付・配分（[P264～265](#)）を準用する。

第6 農業対策【産業物資班】

災害によって被害を受けた農地、農作物及び農業用施設の応急対策を実施する。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第5節 応急対策期から実施する活動

第6 農業対策（[P258](#)）を準用する。

第9節 ライフライン施設の応急復旧

第1 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧

【産業物資班、総括班】

迅速かつ的確な初動活動を実施するため、防災拠点施設においては、優先的に通信、電力、ガスの応急復旧を行う。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第6 防災拠点施設における通信、電力、ガスの応急復旧（[P212](#)）を準用する。

第2 土木施設被害応急復旧【[土木施設班](#)】

災害によって被害を受けた土木施設を把握し、被災、破損等で利用不能となった土木施設の応急復旧を実施する。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第5節 応急対策期から実施する活動

第3 土木施設被害応急復旧（[P247～248](#)）を準用する。

第3 ライフライン施設の応急対策【[土木施設班](#)、[水道施設・給水班](#)、[東京電力パワーグリッド\(株\)川口支社](#)、[東彩ガス\(株\)](#)、[東日本電信電話\(株\)埼玉事業部](#)、[東日本旅客鉄道\(株\)](#)】

災害によって被害を受けた上水道、下水道、電気、ガス、電気通信、交通施設を把握し、被災、破損等で利用不能となったライフライン施設の応急復旧を実施する。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第5節 応急対策期から実施する活動

第9 ライフライン施設の応急対策（[P266～272](#)）を準用する。

第10節 保健衛生・環境衛生活動

第1 防疫・保健衛生活動【救護班、環境衛生班、保健所】

災害の被災地域においては、衛生環境が悪化し、感染症等の疾病の発生が予想されるので、これを防止するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第12 防疫・保健衛生活動（[P232～235](#)）を準用する。

第2 災害廃棄物等の処理【環境衛生班】

災害時において、道路障害等により一時的にごみや、し尿の処理が困難になることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすだけでなく、復旧活動等の障害ともなるので、迅速に処理する。また、浸水した建築物等から発生する廃木材及びコンクリートがら等を速やかに処理し、その後の復旧事業を円滑に進める。

【活動内容等】

第2編 震災対策計画

第3章 震災対策応急対策活動計画

第5節 応急対策期から実施する活動

第4 災害廃棄物等の処理（[P249～252](#)）を準用する。

第 1 1 節 文教対策

第 1 文教対策【 学校教育班、保育班、教育施設班 】

この対策は、本市における市立小・中学校の災害対策として、災害の予防応急対策及び復旧を通じて、児童・生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保を図るものとする。

第 2 【活動内容等】

第 3 章 震災対策応急対策活動計画

第 5 節 応急対策期から実施する活動

第 7 文教対策 (P259~263) を準用する。